

本資料のうち、枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-01-0210-1_改8
提出年月日	2021年11月11日

補足-210-1 【発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料】

2021年11月

東北電力株式会社

補足説明資料目次

1. 基本事項に係るもの
 - 1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統
 - 1-2 火災区域の配置を明示した図面
 - 1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について

2. 火災の発生防止に係るもの
 - 2-1 潤滑油及び燃料油の引火点，室内温度及び機器運転時の温度について
 - 2-2 保温材の使用状況について
 - 2-3 建屋内装材の使用状況について
 - 2-4 難燃ケーブルの使用について
 - 2-5 水素の蓄積防止対策について


3. 火災の感知及び消火に係るもの
 - 3-1 ガス消火設備について
 - 3-2 消火用の照明器具の配置図
 - 3-3 電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系電動機駆動消火ポンプ及び屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの構造図
 - 3-4 電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系電動機駆動消火ポンプ及び屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプのQHカーブ
 - 3-5 屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの内燃機関の発電用火力設備に関する技術基準を定める省令への適合性について
 - 3-6 消火栓及びガス消火設備の必要容量について
 - 3-7 可燃物管理により火災荷重を低く管理することで，煙の発生を抑える火災区域又は火災区画についての管理基準
 - 3-8 新燃料貯蔵庫の未臨界性評価について
 - 3-9 火災感知器の種類及び配置を明示した図面
 - 3-10 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について
 - 3-11 火災感知設備の電源確保について
 - 3-12 トーラス室の換気風量について

4. 火災の影響軽減に係るもの

- 4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について
- 4-2 ケーブルトレイに適用する1時間耐火隔壁の火災耐久試験の条件について
- 4-3 中央制御室制御盤内の分離について
- 4-4 中央制御室の火災の影響軽減対策について
- 4-5 火災区画特性表について
- 4-6 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について
- 4-7 中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について
- 4-8 原子炉格納容器内火災時の想定事象と対応について
- 4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について

5. 火災防護計画に係るもの

- 5-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項について

 : 今回提出資料

補足説明資料 3-9

火災感知器の種類及び配置を明示した図面

1. 目的

本資料は、VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 5.1.2(1)b. 項に示す火災感知器の種類及び配置を示すために、補足資料として添付するものである。

2. 内容

火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を、VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 5.1.2(1)b. 項に示すとおり、消防法に準じて選定する設計とする。また、火災感知器の取付方法、火災感知器の設置個数の考え方等の技術的な部分については、消防法施行規則第 23 条第 4 項等に基づき設置する設計とする。

火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分については、消防法施行規則等に則り設置する設計とする。

また、火災感知器の設置にあたっては、消防設備士によって確認を行う。

なお、施工にあたっては、消防法施行規則に則り設置する。

また、消防法認定品でない火災感知器を採用する場合、消防法（火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号））に定められる火災感知器の感知性能を有していることを確認している。

以下 3. 項においては、火災感知器のうち、基本的な組み合わせとなるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器以外の火災感知器についての種類、仕様及び感知原理等を示す。

以下 4. 項においては、各火災感知器の具体的な設置条件及び消防法に準じて火災感知器を設置した具合例を示す。

以下 5. 項においては、火災感知器の配置図を示す。

3. 基本的な組み合わせとなるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器以外の火災感知器について

(1) 防爆型火災感知器

蓄電池室及び燃料タンクに設置する防爆型火災感知器は、煙感知器と熱感知器であり、これらの感知器の防爆性能について以下に示す。

a. 防爆型煙感知器の概要

防爆型煙感知器の原理を図 3-1、外形を図 3-2 に示す。

動作原理は、感知器内に煙が取込まれると、発光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当ることによって煙を感知し、受信機へ火災信号を出力する。

防爆型煙感知器は、可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発が生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火災が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造*）を有する。

b. 消防法の認定について

防爆型煙感知器は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び濃度））に定められる感知性能を満足している。

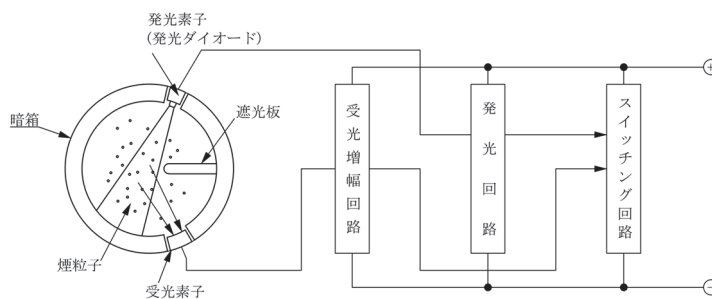


図 3-1 防爆型煙感知器の原理

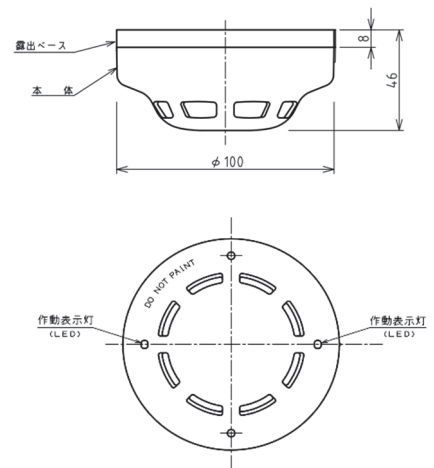


図 3-2 防爆型煙感知器の外形

c. 防爆型熱感知器の概要

防爆型熱感知器の原理を図 3-3、外形を図 3-4 に示す。

動作原理は、感熱素子サーミスタを用いて熱を検出し、周囲温度が一定値以上になったときに受信機に火災信号を発する。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子で、一定周期で電流を流してサーミスタの両端にかかる電圧を測定し、温度検出回路にて変換した電圧値を内部制御回路に送り、制御回路にて一定時間内の温度上昇値を測定し、温度上昇率が設定値を超えた場合に火災と判断し、受信機に火災信号を発する。

防爆型熱感知器は、可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発が生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火災が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造*）を有する。

d. 消防法の認定について

防爆型熱感知器は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 14 条（定温式感知器の公称差動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

注記*：耐压防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第 16 条）

全閉構造であって、可燃性ガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器内部に侵入し爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火災が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものを用いる。

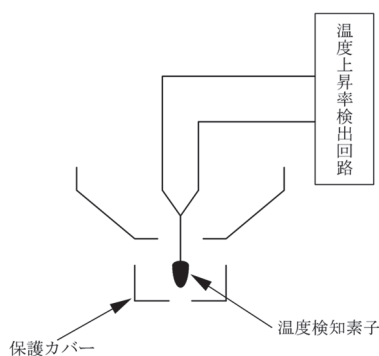


図 3-3 防爆型熱感知器の原理

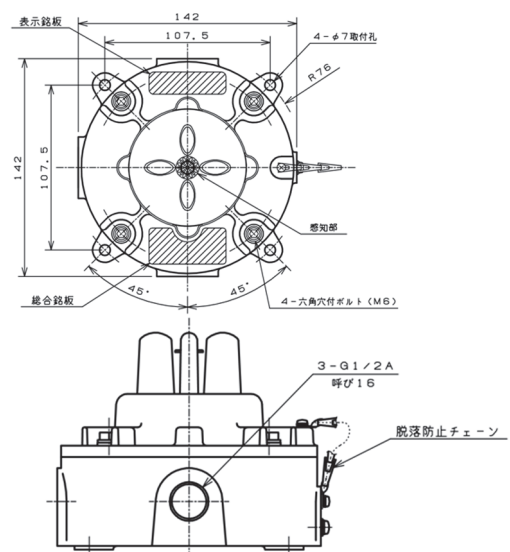


図 3-4 防爆型熱感知器の外形

e. 地下軽油タンク室に設置する防爆型感知器について

防爆型感知器の設置箇所のうち非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは地下埋設構造となっていることから、火災感知器の環境条件のうち、結露に対する設計上の考慮について以下に示す。なお、地下埋設構造及び火災感知器の環境条件は同様であることから、地下軽油タンク室を代表に説明する。

地下軽油タンク室に設置する防爆型煙感知器の外形を図 3-5、防爆型熱感知器の外形を図 3-4 に示す。また、地下軽油タンク室の構造(断面)を図 3-6 に示す。

地下軽油タンク室は出入口としてマンホールが設けられているが、それ以外に外気と接する箇所はなく、このマンホールは水密性を有していることから、通常は外気から遮断されており、急激な温度変化は生じない構造となっている。また、軽油タンク本体は地下軽油タンク室内に設置され、タンク室内天井部に設置した火災感知器によって火災を感知する設計とする。

防爆型煙感知器については煙の流入を感知する感知部と防爆容器で覆われた内部基盤で構成されており、この内部基盤において結露が発生した場合に誤作動する可能性がある。しかし、周囲温度の急激な変化が生じないことから、防爆容器で密閉された感知器内部と周囲温度で急激な温度差が生じることはほぼなく、防爆容器内が結露する可能性は低い。

また、防爆型熱感知器はサーミスタを利用した方式の感知器であり、温度上昇を感知する感知部とその温度上昇によって電流が流れる内部回路で構成される。

防爆型熱感知器では感知部以外は露出しておらず、内部回路において結露が生じた場合、誤作動する可能性があるが、周囲温度の急激な温度変化が生じないことから、感知器内部と周辺温度で急激な温度差が生じることはほぼなく、内部回路が結露する可能性は低い。

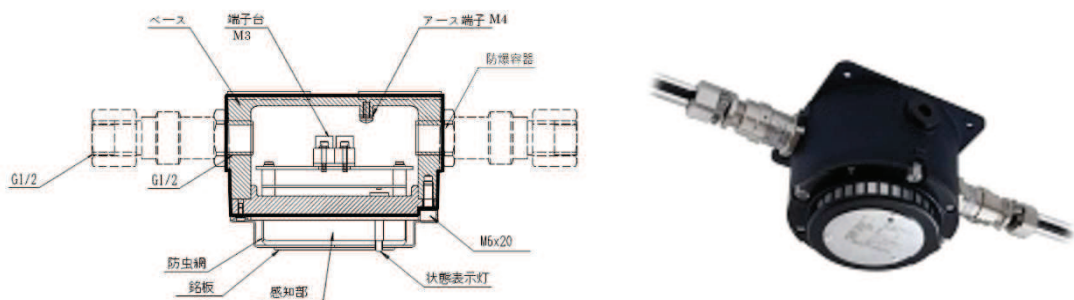


図 3-5 防爆型煙感知器(地下軽油タンク室)の外形

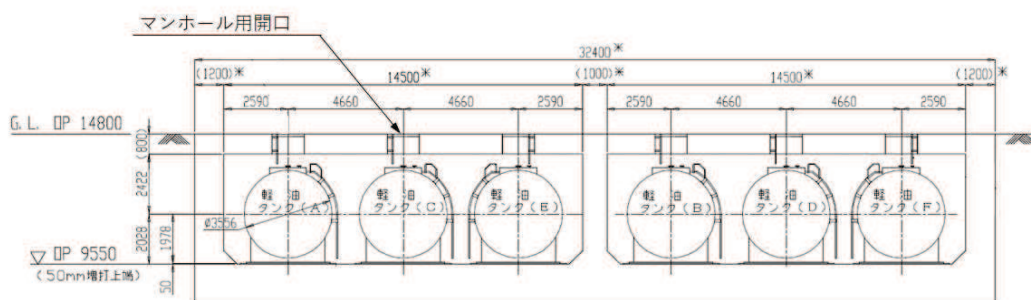


図 3-6 地下軽油タンク室（断面）

防爆型煙感知器の取付方法を図 3-7、防爆型熱感知器の取付方法を図 3-8 に示す。方が一，地下軽油タンク室内で結露が発生した場合においても，各感知器は直接天井部等と接することなく設置されており，感知器の構造を考慮すると天井部等からの水滴が防爆容器等で仕切られた内部まで浸入する可能性は低い。

よってそれぞれの感知器は結露を考慮しても地下軽油タンク室における運用に問題ないといえる。

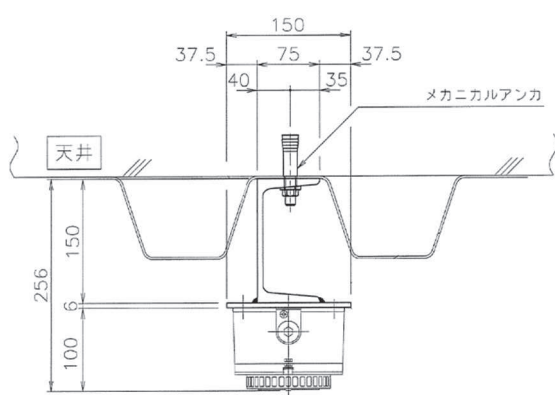


図 3-7 防爆型煙感知器の取付方法

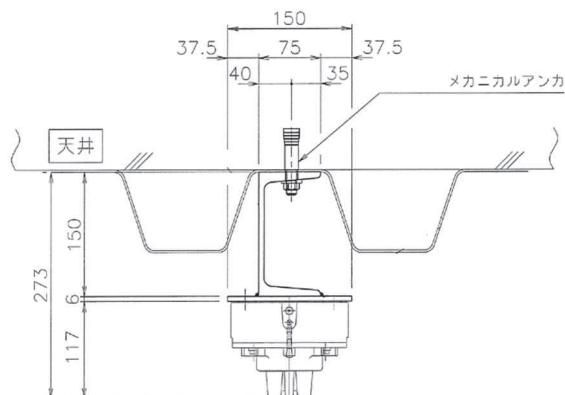


図 3-8 防爆型熱感知器の取付方法

なお，防爆型火災感知器は消防法施行規則に準じ，外観点検及び自動試験機能又は煙等の火災を模擬した機能試験を実施できる設計とする。

(2) 防湿型煙感知器

a. 防湿型煙感知器の概要

防湿型煙感知器の原理を図 3-9、外形を図 3-10 に示す。

動作原理は、感知器に煙が取り込まれると、発光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当ることによって火災を感知し、受信機へ火災信号を出力する。また、感知器の取付用ボックス内にヒーターを内蔵したことにより、非火災の発報の原因となる結露の発生する場所にも有効な構造となっている。

b. 消防法の認定について

防湿型煙感知器は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び濃度））に定められる感知性能を満足している。

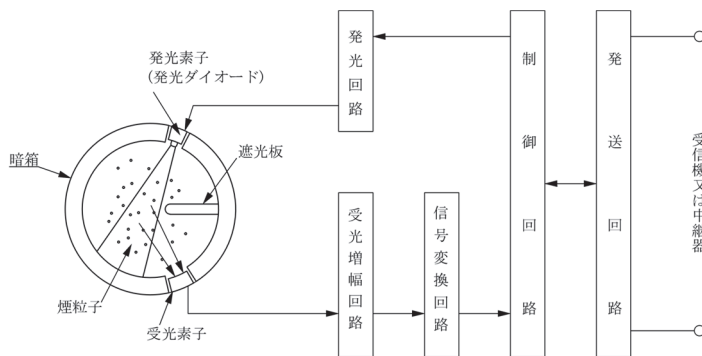


図 3-9 防湿型煙感知器の原理

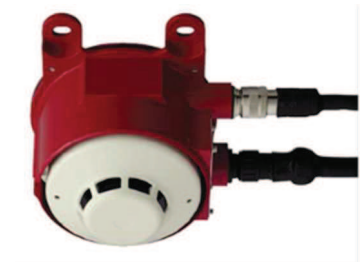


図 3-10 防湿型煙感知器の外形

(3) 防水型熱感知器

a. 防水型熱感知器の概要

防水型熱感知器の原理を図 3-11、外形を図 3-12 に示す。

動作原理は、温度検知素子を用いて熱を検出し、周囲の温度が一定の範囲内の温度になったときに受信機へ火災信号を出力する。また、防水構造となっており、結露の発生する場所にも有効な仕様となっている。

b. 消防法の認定について

防水型熱感知器は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 14 条（定温式感知器の公称差動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

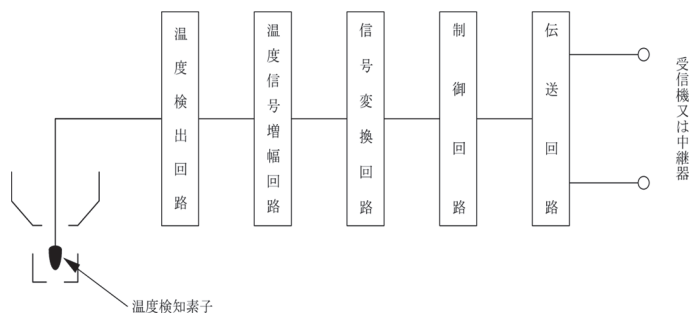


図 3-11 防水型熱感知器の原理

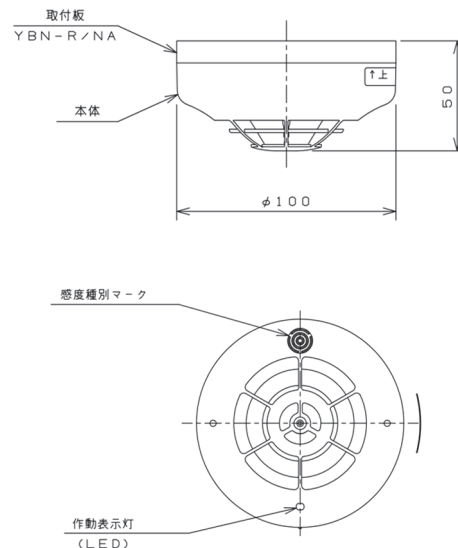


図 3-12 防水型熱感知器の外形

(4) 熱感知器（金属の膨張係数の係数の差を利用したもの）

a. 熱感知器（金属の膨張係数の係数の差を利用したもの）の概要

熱感知器（金属の膨張係数の係数の差を利用したもの）の原理を図 3-13、外形を図 3-14 に示す。

動作原理は、膨張係数の大きい金属の外筒と膨張係数の小さいストラットを組合せ、その膨張係数の差によって接点を閉じて火災を感知し、受信機へ火災信号を出力する。また、炎が生じ、温度上昇した場合にも火災として感知し、受信機へ火災信号を出力する。

b. 消防法の認定について

熱感知器（金属の膨張係数の係数の差を利用したもの）は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 14 条（定温式感知器の公称差動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

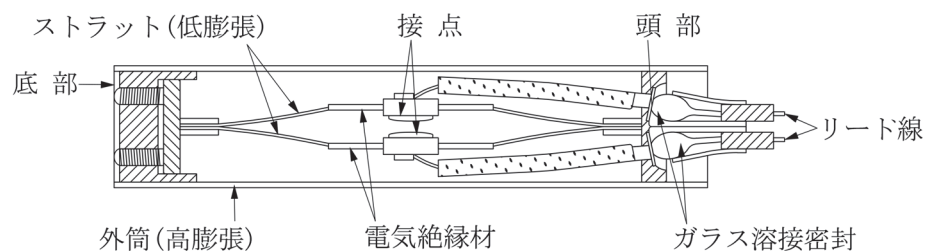


図 3-13 熱感知器（金属の膨張係数の係数の差を利用したもの）の原理

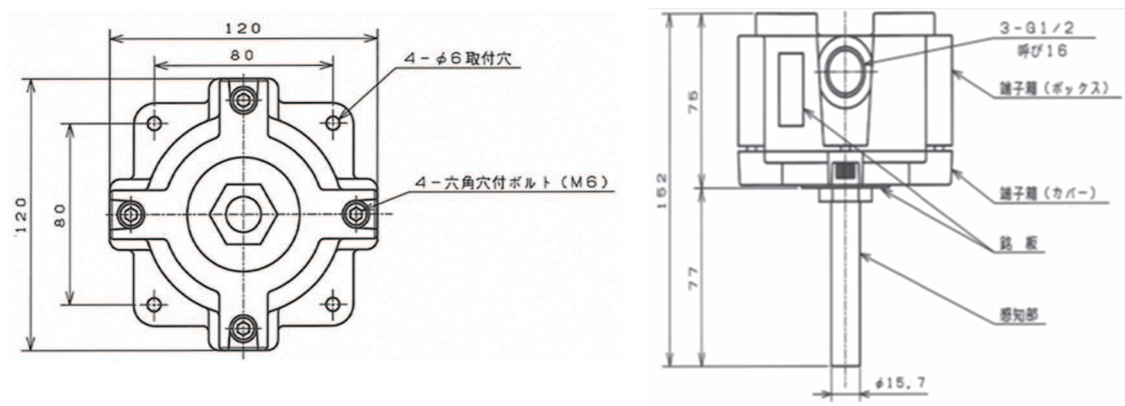


図 3-14 熱感知器（金属の膨張係数の係数の差を利用したもの）の外形

(5) 炎感知器

a. 炎感知器の概要

炎感知器の原理を図 3-15、外形を図 3-16 に示す。

動作原理は、偏光フィルタ及び受光素子により炎特有の波長の赤外線及びちらつきを検知し、受信機へ火災信号を出力する。また、感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有のエネルギーの波長帯を 3 つ検知した場合にのみ発報する）が採用されており誤作動を防止できる。

b. 消防法の認定について

炎感知器は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる感知性能を満足している。

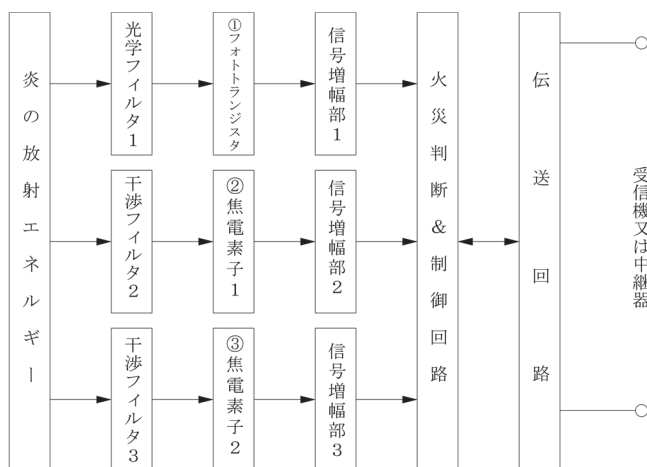
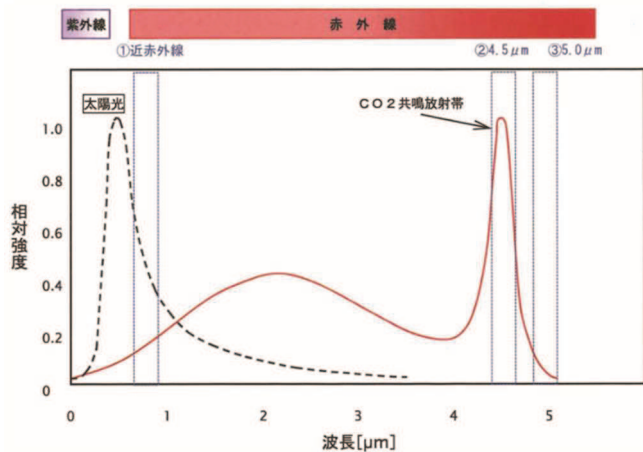


図 3-15 炎感知器の原理

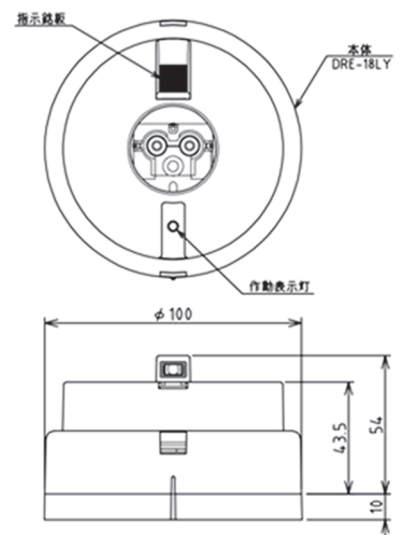


図 3-16 炎感知器の外形

(6) 屋外仕様炎感知器

a. 屋外仕様炎感知器の概要

屋外仕様炎感知器の概要を図 3-17 に示す。

動作原理は、偏光フィルタ及び受光素子により炎特有の波長の赤外線及びちらつきを検知し、受信機へ火災信号を出力する。また、感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有のエネルギーの波長帯を 3 つ検知した場合にのみ発報する）が採用されており誤作動を防止できる。

また、平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象(急激な環境変化)を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

b. 消防法の認定について

炎感知器は、消防法認定品ではないが、消防法（火災報知設備の感知器及び発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角）に定められる炎感知器の感度及び視野角の感知性能が同等以上を有していることを確認している。

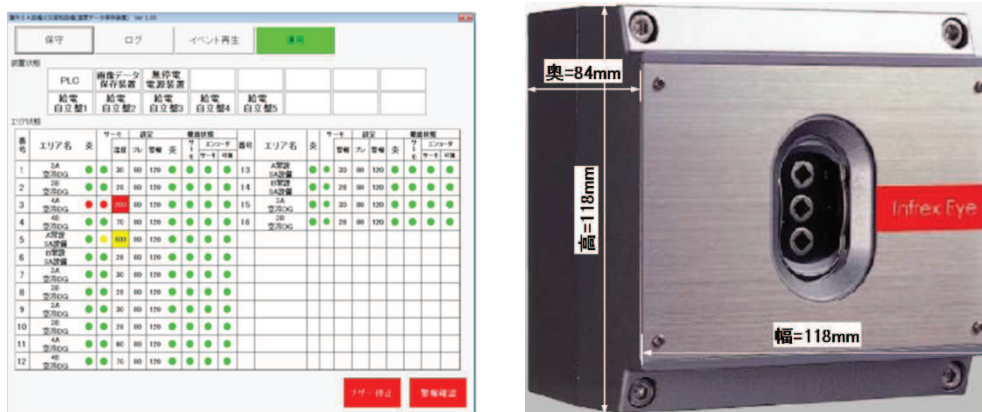


図 3-17 屋外仕様炎感知器の概要

(7) 熱感知カメラ

a. 熱感知カメラの概要

熱感知カメラの概要を図 3-18 に示す。

動作原理は、赤外線によって対象箇所が発する熱エネルギーを連続的にとらえ温度を監視し、設定温度を超えると受信機へ火災信号を出力する。

b. 消防法の認定について

熱感知カメラは、消防法認定の感知器ではないが、赤外線感知機能により死角となる場所がないように適切に設置する。

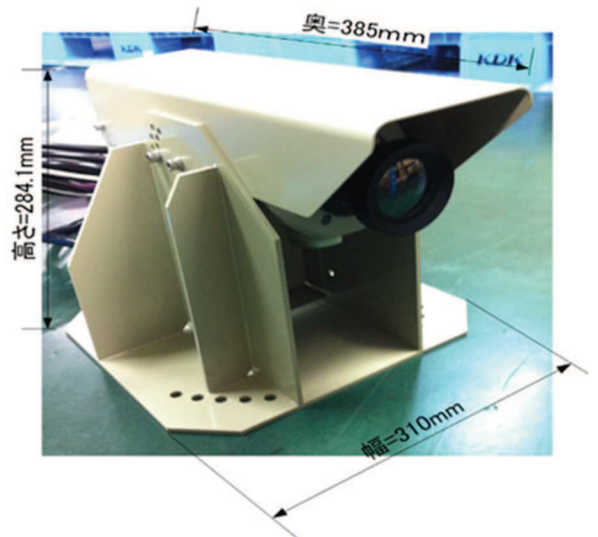


図 3-18 熱感知カメラの概要

4. 各火災感知器の設置条件及び具体例

4.1 各火災感知器の設置条件

4.1.1 火災感知器の種類と設置個数の考え方

各火災感知器の設置条件を表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1 火災感知器の種類と設置個数の考え方

火災感知器の種類			火災感知器の設置個数の考え方		消防法 施行規則
			取付面高さ	設置個数 当たりの 床面積	
煙 感知器	光電アナログ式スポット型 (防湿型含む)	1 種及び 2 種	4m 未満	150m ²	第 23 条 第 4 項 第 7 号
			4m 以上 20m 未満	75m ²	
		3 種	4m 未満	50m ²	
	光電式スポット型 (防爆型含む)	1 種及び 2 種	4m 未満	150m ²	
			4m 以上 20m 未満	75m ²	
		3 種	4m 未満	50m ²	
熱 感知器	熱アナログ式スポット型 (防水型含む)	—	4m 未満	70m ² *	第 23 条 第 4 項 第 3 号
			4m 以上 8m 未満	35m ² *	
	定温式スポット型 (防爆型含む)	特殊	4m 未満	70m ² *	
			4m 以上 8m 未満	35m ² *	
		1 種	4m 未満	60m ² *	
			4m 以上 8m 未満	30m ² *	
		2 種	4m 未満	20m ² *	
			4m 以上 8m 未満	—	
炎 感知器	赤外線 3 波長式	公式監視 距離最大 40m 以内	床面から 1.2m の監視空間		第 23 条 第 4 項 第 7 の 4 号
	赤外線 3 波長式 (屋外仕様)	最大 60m 以内 (試験に て確認)	監視範囲に死角がないように設置		消防法に 適用され ない
熱 感知 カメ ラ	赤外線式	最大 60m 以内 (試験に て確認)	監視範囲に死角がないように設置		消防法に 適用され ない

注：上記に記載のない事項については、消防法施行規則等に基づく、火災感知器の設置方法に従う。

注記*：主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分における設置個数当たりの床面積を示す。

4.1.2 煙感知器の設置条件

消防法施行規則第23条第4項第3号ロの規定により、はり等が天井より0.6m以上突出している場合は個別の区画とし、それぞれの床面積から煙感知器の必要個数を求める。(図4-1-2-1参照)

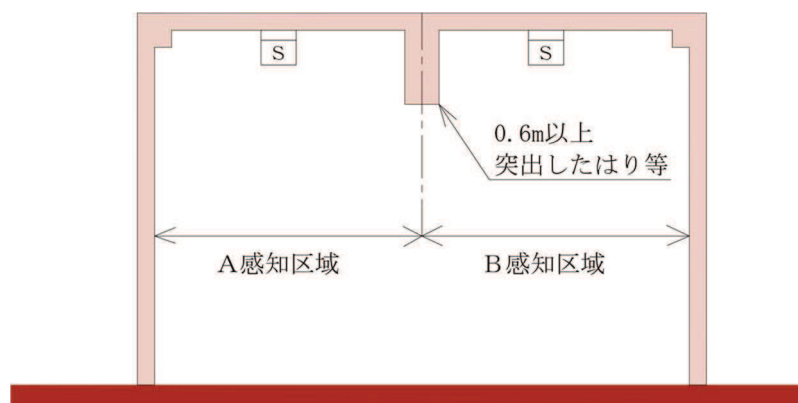


図4-1-2-1 はり等が天井より0.6m以上突出している場合の区域の解説図

消防法施行規則第23条第4項第7号ホの規定により、天井高さから、それぞれの床面積に必要な煙感知器の設置個数を算出し設置する設計とする。(表4-1-2-1参照)

表4-1-2-1 天井高さから必要な煙感知器の設置個数を算出する場合の床面積

感知器の種別		取付面の高さ		
		4m未満	4m以上15m未満	15m以上20m未満
煙感知器	1種	150m ²	75m ²	75m ²
	2種	150m ²	75m ²	—
	3種	50m ²	—	—

消防法施行規則第23条第4項第7号への規定により、煙感知器を廊下及び通路に設ける場合は、歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設置する設計とする。

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、下記図及び表で定める範囲の隣接する感知区域の当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。(図4-1-2-2, 表4-1-2-2 参照)

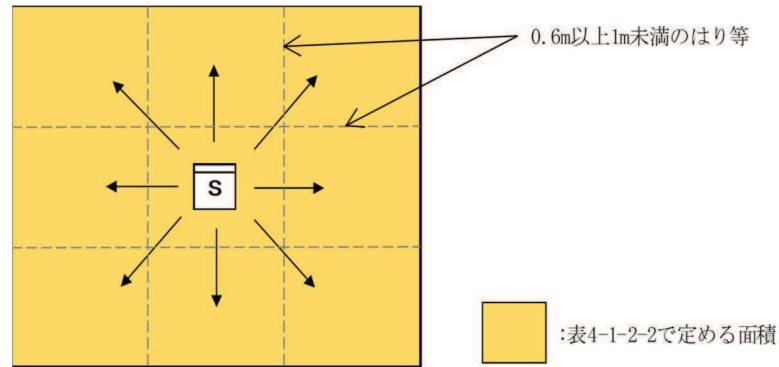


図 4-1-2-2 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図 (1)

表 4-1-2-2 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる面積

感知器の種別	感知面積の合計			
	4m 未満	4m 以上 8m 未満	8m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満
1 種	60m ²	60m ²	40m ²	40m ²
2 種	60m ²	60m ²	40m ²	
3 種	20m ²			

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10m²以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。(図4-1-2-3 参照)

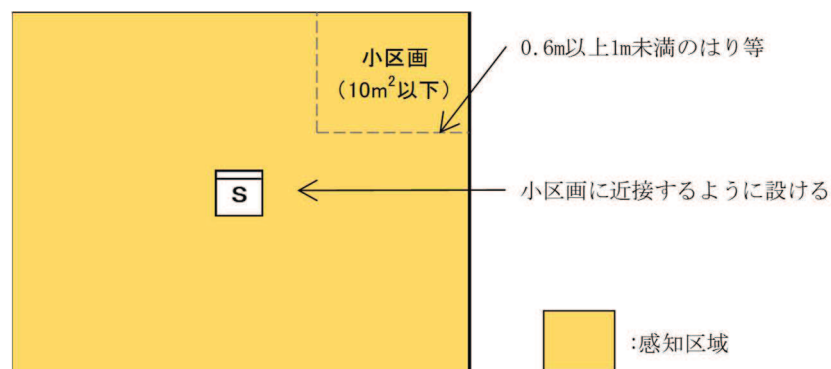


図 4-1-2-3 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図 (2)

4.1.3 熱感知器の設置条件

消防法施行規則第23条第4項第3号口の規定により、はり等が天井より0.4m以上突出している場合は個別の区画とし、それぞれの床面積から熱感知器の必要個数を求める。(図4-1-3-1 参照)

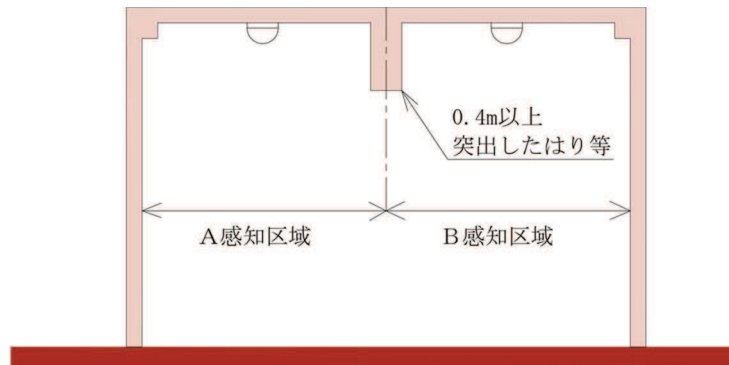


図4-1-3-1 はり等が天井より0.4m以上突出している場合の区画の解説図

消防法施行規則第23条第4項第3号口の規定により、天井高さから、それぞれの床面積に必要な熱感知器の設置個数を算出し設置する設計とする。(表4-1-3-1 参照)

表4-1-3-1 天井高さから必要な熱感知器の設置個数を算出する場合の床面積

感知器の種別		取付面の高さ		4m未満		4m以上8m未満	
		建築物の構造		耐火	非耐火	耐火	非耐火
差動式スポット型 補償式スポット型	1種		90m ²	50m ²	45m ²	30m ²	
	2種		70m ²	40m ²	35m ²	25m ²	
定温式スポット型	特種		70m ²	40m ²	35m ²	25m ²	
	1種		60m ²	30m ²	30m ²	15m ²	
	2種		20m ²	15m ²	—	—	
熱アナログ式スポット型			70m ²	40m ²	35m ²	25m ²	

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、定温式スポット型熱感知器(特殊)は、短辺が3m未満の細長い居室等に熱感知器を設置する場合は、歩行距離が13mにつき1個以上の個数を設置する設計とする。

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、はり等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、下記図及び表で定める範囲の隣接する感知区域の当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。(図4-1-3-2, 表4-1-3-2 参照)

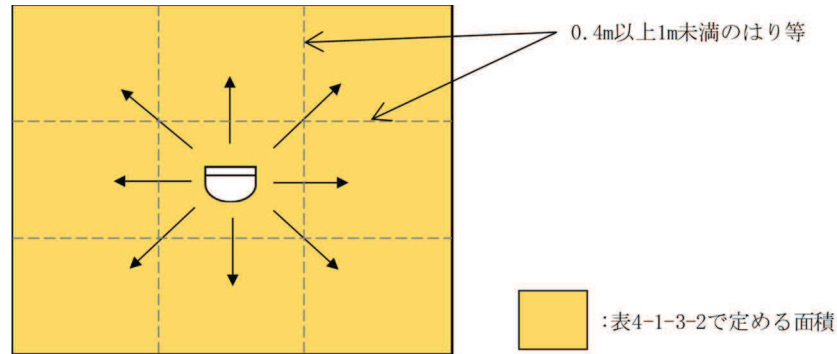


図 4-1-3-2 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(1)

表 4-1-3-2 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる面積

感知器の種別		感知区域 建築物の構造	合計面積	
			耐火	非耐火
差動式スポット型 補償式スポット型	1種		20m ²	15m ²
	2種		15m ²	10m ²
定温式スポット型	特種		15m ²	10m ²
	1種		13m ²	8m ²
熱アナログ式スポット型			15m ²	10m ²

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された10m²以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。(図4-1-3-3 参照)

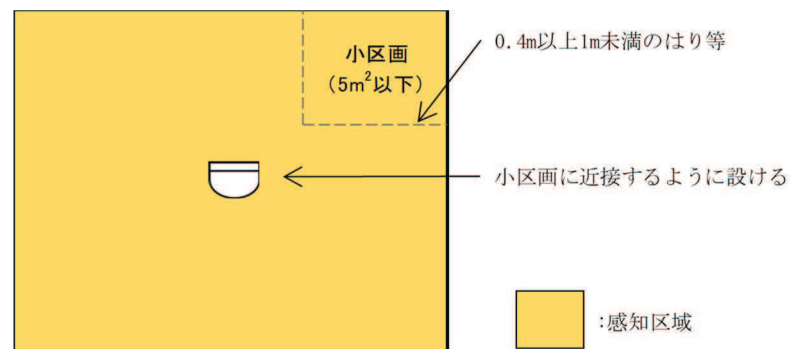


図 4-1-3-3 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(2)

4.2 火災感知器を設置した具体例

4.2.1 消防法施行規則等に基づき感知器を設置した具体例

消防法施行規則等に基づき、建屋等に設置する熱感知器、煙感知器及び炎感知器について、各建屋等の火災区域毎に整理した一覧表と配置図を別紙1に示す。

火災感知器の設置においては、消防法施行規則第23条第4項第8号の規定により、火災感知器は換気口等の空気吹出し口から1.5m以上の離隔距離を満足する設計とする。

なお、離隔距離の確保の考え方については、公益財団法人東京防災救急協会 予防事務審査・検査基準を参考とする。(図4-2-1-1～図4-2-1-5)

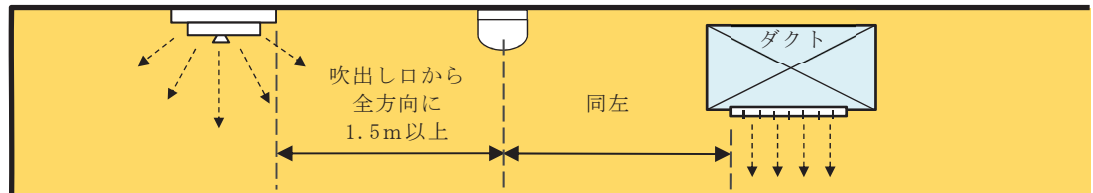


図4-2-1-1 換気口等の空気吹出し口が天井面又はダクトの下面に設けられている場合の例

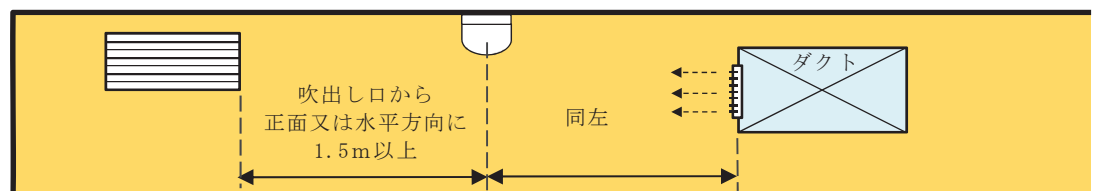


図4-2-1-2 換気口等の空気吹出し口が壁体又はダクトの側面に設けられている場合の例

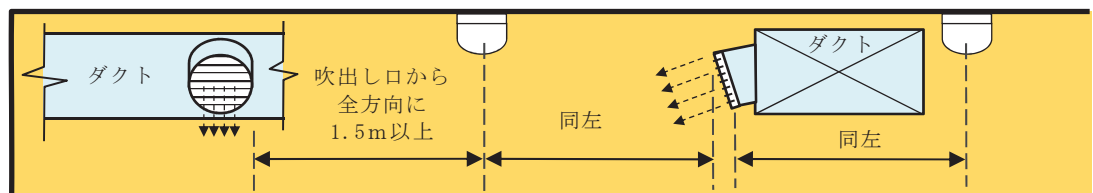


図4-2-1-3 換気口等の空気吹出し口が傾斜をつけて設けられている場合の例

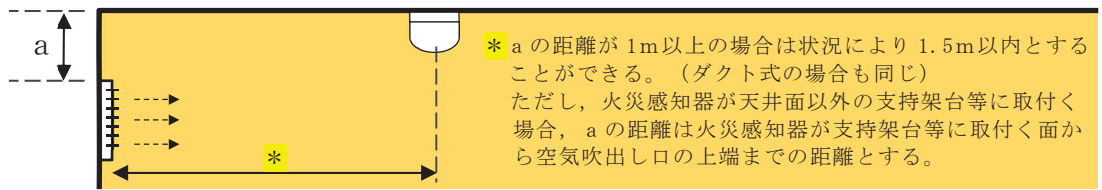


図 4-2-1-4 換気口等の空気吹出し口が天井面等から 1m 以上離れた壁体に設けられている場合の例

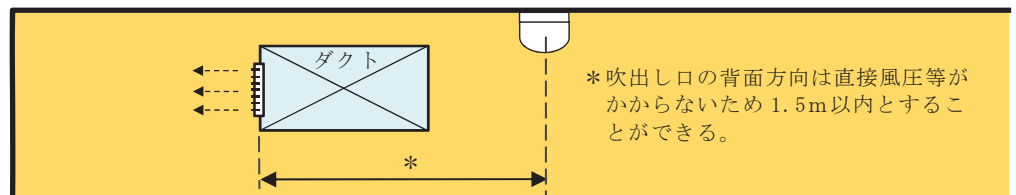


図 4-2-1-5 感知器に直接風圧等がかからない場合の例 (吹出し口の背面方向に感知器を設置する場合)

4.2.2 その他エリアの火災感知器を設置した具体例

その他エリアとして、屋外に設置する屋外仕様炎感知器と熱感知カメラ、復水貯蔵タンク／連絡トレンチ／バルブ室に設置する熱感知器と煙感知器について、配置図を別紙 2 に示す。

5. 各火災感知器の配置図

各火災感知器の配置図を以下に示す。

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その1）
----	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その2）
--------	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その3）
----	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その4）
----	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その5）
--------	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その6）
--------	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その7）
----	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その8）
----	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その9）
----	--------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その10）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その11）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その12）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その13）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その14）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その15）
----	---------------------------

東北電力株式会社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その16）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その17）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その18）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その19）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その20）
----	---------------------------

東北電力株式会社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その21）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その22）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その23）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その24）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その25）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その26）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その27-1）
--------	-----------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その27-2）
--------	-----------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その27-3）
--------	-----------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その27-4）
--------	-----------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その28）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その29）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名称	火災感知器の配置を明示した 図面（その30）
----	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その31）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その32）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その33）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

注：寸法はmを示す。

女川原子力発電所 2号機

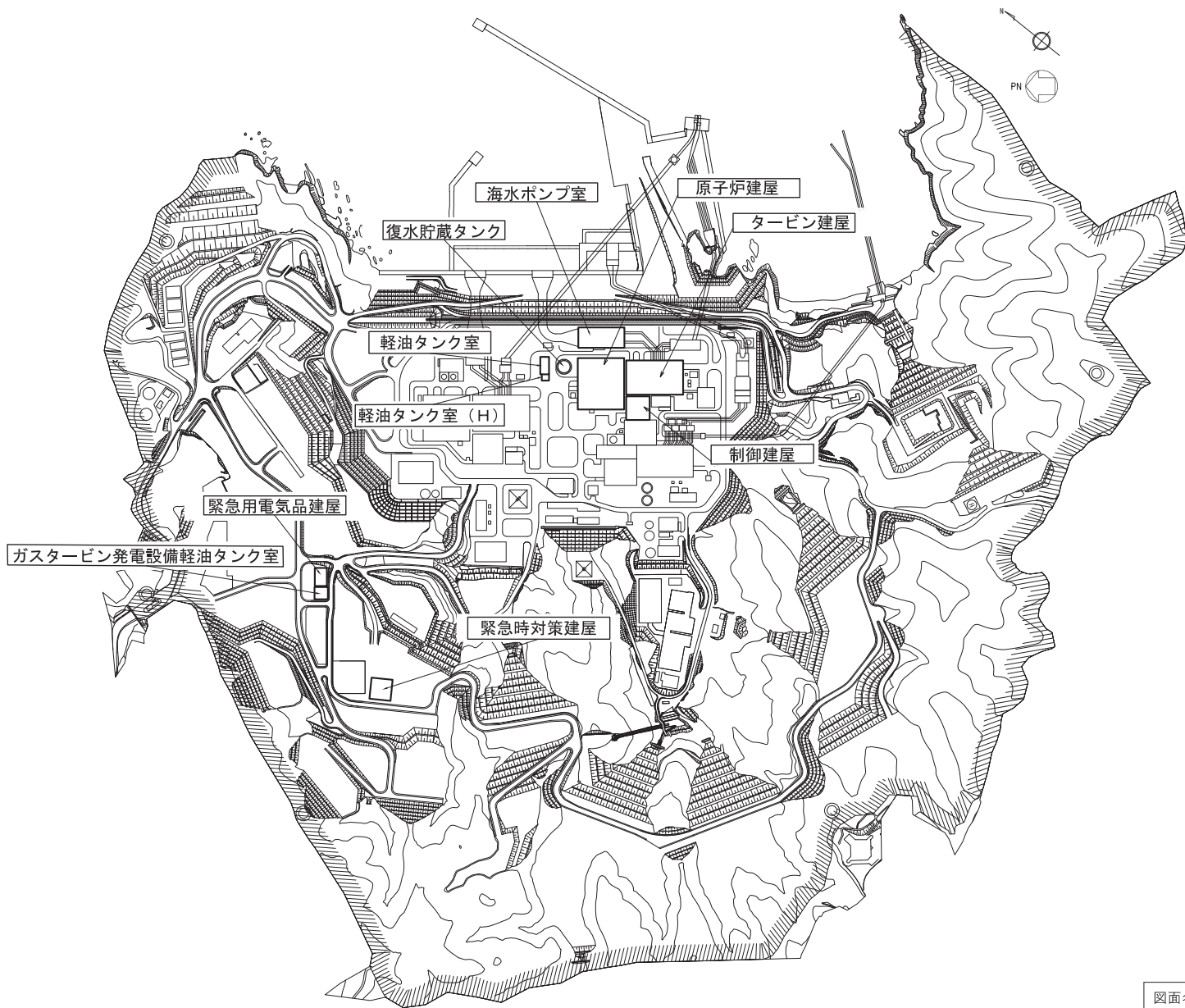
名 称	火災感知器の配置を明示した 図面（その34）
--------	---------------------------

東 北 電 力 株 式 会 社

別紙 1

消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い設置された
火災感知器の設置状況について

原子炉建屋，タービン建屋，制御建屋，緊急用電気品建屋，緊急時対策建屋及び地下タンク室に設置する火災感知器について，建屋等毎に火災感知器の配置を示した一覧表と火災感知器の配置図について以下に示す。なお，建屋毎に代表 1 箇所断面図を示す。また，各建屋などの配置を全体配置図に示す。



図面名称

火災感知器を設置する建屋等の全体配置図

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【原子炉建屋】

		煙 感 知 器															熱 感 知 器															炎 感 知 器	備 考							
		消 防 法 施 行 規 則															消 防 法 施 行 規 則															消 防 法 施 行 規 則								
		◇第23条第4項 三口 煙又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 ◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 150㎡ 4m以上～20m未満 75㎡ * 複数区画のはり高さに○の無いものは、はり高さ1m以上とする。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。 取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60㎡ * 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小區画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。 ◇第23条第4項 七 へ (通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。															◇第23条第4項 三口 煙又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 70㎡(特種) 4m以上～8m未満 35㎡(特種) * 複数区画のはり高さに○の無いものは、はり高さ1m以上とする。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含めて15㎡以内であれば1つの感知器区域と見なすことができる。 * 小區画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小區画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。															消防法施行規則 に準拠して感知器を設置する。 * 炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合の組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。								
火 災 区 画	階	部 屋 番 号	感知区域	高 さ						小 区 画 面積	総 面 積 <75㎡	総 面 積 (1+1) >10㎡	総 面 積 (1+n) <60㎡	消 防 法 設置数	減 数 設置 適用	設 置 数	合 計	感知区域	高 さ						小 区 画 面積	総 面 積 <35㎡	総 面 積 (1+1) >5㎡	総 面 積 (1+n) <15㎡	消 防 法 設置数	減 数 設置 適用	設 置 数	合 計	合 計							
				(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.6m>)	(0.6m<x<1m)										(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.4m>)	(0.4m<x<1m)										(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.4m>)	(0.4m<x<1m)	
MB2F	R-4-	16	①	○				○		24	24		1		1	1	①	○					○	24	24			2		2	2	—								
		17	①	○				○		17.6	17.6		1		1	1	①	○					○	17.6	17.6			1		1	1	—								
		18	①	○				○		24	24		1		1	1	①	○					○	24	24			2		2	2	—								
		19	①	○				○		19.3	19.3		1		1	1	①	○						19.3	19.3			2		2	1	—								
		20	①	○				○		17.6	17.6		1		1	1	①	○						17.6	17.6			1		1	1	—								
		21	①	○				○		19.3	19.3		1		1	1	①	○						19.3	19.3			1		1	1	—								
		24	①	○				○		42.9	42.9		1		1	1	①	○						42.9	42.9			3		3	3	—								
		I		①	○		○		○		25	—	—	—	1	—	1	1	①	○		○	○	○	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2					
				②	○	○				○	164	—	—	—	3	—	3	3	②	○		○	○	○	164	—	—	—	6	—	6	—	—	—	—	—				
				③	○		○			○	107	—	—	—	4	—	4	4	③	○		○	○	○	107	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
				④	○				○	○	143	—	—	—	3	—	3	3	④	○		○	○	○	143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
				⑤	○				○	○	284	—	—	—	7	—	7	7	⑤	○		○	○	○	284	—	—	—	—	15	—	15	—	—	—	—	—	—		
				⑥	○				○	○	123	—	—	—	3	—	3	3	⑥	○		○	○	○	123	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				⑦	○				○	○	201	—	—	—	4	—	4	4	⑦	○		○	○	○	201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				⑧	○				○	○	75	—	—	—	4	—	4	4	⑧	○		○	○	○	75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				⑨	○				○	○	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
				⑩	○				○	○	74	—	—	—	2	—	2	2	⑩	○		○	○	○	74	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				⑪	○				○	○	50	—	—	—	2	—	2	2	⑪	○		○	○	○	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				⑫	○				○	○	288	—	—	—	8	—	8	8	⑫	○		○	○	○	288	—	—	—	—	—	14	—	14	—	—	—	—	—	—	
				⑬	○				○	○	67	—	—	—	2	—	2	2	⑬	○		○	○	○	67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				⑭	○				○	○	29	—	—	—	1	—	1	1	⑭	○		○	○	○	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				⑮	○				○	○	94	—	—	—	2	—	2	2	⑮	○		○	○	○	94	—	—	—	—	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—	
		B1F	R-5-	3	①	○					22	22		1		1	1	1	①	○					22	22			1		1	1	—	—	—	—	—			
				5	①	○					165	165		3		3	3	3	①	○					165	165			5		5	5	—	—	—	—	—	—		
7	①			○					7.3	7.3		1		1	1	1	①	○					7.3	7.3			1		1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
9	①			○					7	7		1		1	1	1	①	○					7	7			1		1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
13	①			○					38.8	38.8		1		1	1	1	①	○					38.8	38.8			—		—	—	—	—	—	—	—	—	—			
14	①			○					24	24		1		1	1	1	①	○					24	24			1		1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
15	①			○					60	60		3		3	3	3	①	○					60	60			3		3	3	—	—	—	—	—	—	—	—		
16	①			○					16	16		1		1	1	1	①	○					16	16			1		1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
17	①			○					○	394	—	—	—	12	—	12	12	①	○					394	—	—	—	—	19	—	19	—	—	—	—	—	—	—		
	②			○					○	77	497	—	3	—	3	3	16	②	○					77	497	—	—	3	—	3	3	23	—	—	—	—	—	—	大ばり10区画・中ばり9区画 大ばり3区画	
	③			○					○	26	—	—	—	1	—	1	1	③	○					26	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
18	①			○					37	37		2		2	2	2	①	○					37	37			2		2	2	2	—	—	—	—	—	—	—		
19	①			○					19.7	19.7		1		1	1	1	①	○					19.7	19.7			1		1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
20	①			○					159.8	159.8		4		4	4	4	①	○					159.8	159.8			4		4	4	—	—	—	—	—	—	—	—		
21	①			○					22.5	22.5		1		1	1	1	①	○					22.5	22.5			3		3	3	—	—	—	—	—	—	—	—		
22	①			○					33.5	33.5		1		1	1	1	①	○					33.5	33.5			1		1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
23	①			○					18	—	—	—	—	—	—	—	—	①	○					18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	②			○					42	60		1		1	2	2	②	○						42	60			—		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
27	①			○					38	38		1		1	1	1	①	○					38	38			1		1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
28	①			○					49	—	—	—	—	—	—	—	—	①	○					49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	②	○					73	335		2		2	2	2	②	○					73	335			3		3	3	7	—	—	—	—	—	—	—				
	③	○																																						

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【原子炉建屋】

		煙 感 知 器													熱 感 知 器													炎感知器	備 考										
		消 防 法 施 行 規 則													消 防 法 施 行 規 則													消 防 法 施 行 規 則											
		◇第23条第4項 三口 煙又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 ◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 150㎡ 4m以上～20m未満 75㎡ ＊複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。 取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60㎡ 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10m以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。 ◇第23条第4項 七 ヘ (通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。													◇第23条第4項 三口 煙又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 70㎡(特種) 4m以上～8m未満 35㎡(特種) ＊複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め1つの感知区域と見なすことができる。 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5m以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。													消防法施行規則 に準拠して感知器を設置する。 ＊炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合の組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。											
火 災 区 画	感 知 区 域	高 さ						はり等の高さ	高 さ						はり等の高さ	合計	合計																						
階	部 屋 番 号	(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.6m>)	(0.6m<x<1m)	小 区 画 面 積	総 面 積 <75㎡	総 面 積 (1+1) +10㎡	総 面 積 (1+n) <60㎡	消 防 法 設 置 数	減 数 設 置 適 用	設 置 数	合 計	感 知 区 域	(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.4m>)	(0.4m<x<1m)	小 区 画 面 積	総 面 積 <35㎡	総 面 積 (1+1) +5㎡	総 面 積 (1+n) <15㎡	消 防 法 設 置 数	減 数 設 置 適 用	設 置 数	合 計	合計								
B1F	R-5-	35	○	○			○	23.8				1		1	3	①		○			○		23.8				1		1	3									
		38	①	○					30.6				1		1	①	○						30.6				1		1	1									
		39	①	○					45	45			1		1	①							45	45			1		1	1									
		40	①	○					19	19			2		2	①	○						19	19			2		2	2									
		41	①	○					32	32			1		1	①							32	32			1		1	1									
		43	①					○	79	133			3		3	①						○	79	133			6		6	6				12			中ばり9区画		
		44	②					○	54				1		1	4	②					○	54				6		6	6									
		45	①						6.9	6.9			1		1	1	①						6.9	6.9			1		1	1	1								
		46	①	○					7.7	7.7			1		1	1	①	○					7.7	7.7			1		1	1	1								
		47	①						6.9	6.9			1		1	1	①					○	6.9	6.9												1			
		48	①						38	38			1		1	1	①					○	38	38															
	49	①						33.9	33.9			1		1	1	①					○	33.9	33.9																
	50	①	○					4.1	4.1			1		1	1	①	○					4.1	4.1			1		1	1	1									
	51	①	○					42	42			2		2	2	①	○				○	42	42			2		2	2	2									
	52	①						29.1	52.6			2		2	4	①						29.1	52.6			2		2	2	4									
	53	①						29.7	29.7			1		1	1	①						29.7	29.7			1		1	1	1									
	54	①						15	15			1		1	1	①						15	15			1		1	1	1									
	55	①						25.4	25.4			1		1	1	①						25.4	25.4			1		1	1	1									
	56	①						32.7	32.7			1		1	1	①						32.7	32.7			1		1	1	1									
	59	①						63.2	63.2			1		1	1	①						63.2	63.2			2		2	2	2									
	階段	60	①					11.9	11.9			4		4	4	①						11.9	11.9			6		6	6										
61		②					14.8				1		1	1	②						14.8				1		1	1											
61		③					64.4	113.7			1		1	3	③						64.4	113.7			3		3	3	4										
B1F	R-6-	63	①	○				31.3	31.3			1		1	1	①	○					31.3	31.3			1		1	1										
		65	②	○				5.4	51.3			2		2	3	②	○					5.4	51.3							3									
		66	③					7.2				1		1	1	③						7.2				1		1	1										
		67	①	○				45	45			1		1	1	①						45	45			2		2	2	2									
	69	①	○				10	10			1		1	1	①	○					10	10			1		1	1	1										
	69	②	○				19	81			1		1	1	②					○	19	81					1		1	1									
	69	③		○			41				1		1	1	③					○	41														2				
	74	①	○				21				1		1	1	①	○						21				1		1	1										
	74	②					3.6				1		1	1	②						3.6																		
	74	③					32.8	45.5			1		1	3	③					○	32.8	45.5												2					
1F	R-6-	8	③	○			9.1				1		1	1	③	○				○	9.1																		
		8	①	○				12.6	12.6			1		1	1	①	○				○	12.6	12.6			1		1	1	1									
MB1F	R-6-	9	①	○			46	46			1		1	1	①	○				○	46	46			2		2	2	2										
		10	①	○				67	67			2		2	2	①	○			○	67	67			3		3	3	3										
		11	①					11				1		1	1	①					○	11																	
		11	②					130				1		1	1	②					○	130																	
		11	③					28	185.7			1		1	1	③					○	28	185.7													2			
11	④					8				1		1	1	④						8																			
11	⑤					8.7				1		1	1	⑤						8.7																			

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【原子炉建屋】

		煙 感 知 器										熱 感 知 器										炎感知器	備 考													
		消 防 法 施 行 規 則										消 防 法 施 行 規 則										消 防 法 施 行 規 則														
		◇第23条第4項 三口 煙又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 ◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 150㎡ 4m以上～20m未満 75㎡ ＊複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。 取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60㎡ 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10m以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を合せて1つの感知区域とすることができる。 ◇第23条第4項 七ヘ(通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。										◇第23条第4項 三口 煙又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 70㎡(特種) 4m以上～8m未満 35㎡(特種) ＊複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15㎡以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5m以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を合せて1つの感知区域とすることができる。 ◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。										消防法施行規則 消防法施行規則に準拠して感知器を設置する。 ＊炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合の組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。														
火災区画階	部屋番号	感知区域	高 さ					小区画面積	総面積<75㎡	総面積(1+1)+10㎡	総面積(1+n)<60㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計	感知区域	高 さ					小区画面積	総面積<35㎡	総面積(1+1)+5㎡	総面積(1+n)<15㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計	合計						
			(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.6m>)										(0.6m×<1m)	(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)											(0.4m>)	(0.4m×<1m)			
MB1F	R-6	12	①	○					14			1			1	①						14								1						
			②	○					124			1			1	②	○						124								2					
			③	○		○			23				1			1	③			○			23				2			2			1			
			④	○		○			5.4								④	○					5.4											1		
			⑤	○		○			18.7					1			⑤		○				18.7											1		
IF	R-7	1	①			○			42				2		2	①			○			42											3			
			②			○			38				1			1	②			○			38					2		2				2		
			③			○			82				2			2	③			○			82					3		3				3		
			④			○			75				3			3	④			○			75					3		3				3		
			⑤			○			102				3			3	⑤			○			102					4		4				4		
			⑥			○			389				9			9	⑥			○			389					15		15				15		
			⑦	○					41				1			1	⑦	○					41					1		1				1		
			⑧	○					22				1			1	⑧	○					22					1		1				1		
			⑨	○					35				1			1	⑨	○					35					1		1				1		
			⑩			○				8				1			1	⑩			○			8											1	
			⑪			○				125				3			3	⑪			○			125					5		5				5	
			⑫			○				112				2			2	⑫			○			112											5	
			⑬	○						7.1								⑬	○					7.1					1		1				1	
			⑭	○						8.1				1			1	⑭	○					8.1											1	
			⑮	○						22				1			1	⑮	○					22					1		1				1	
IF	R-7	3	①			○			25	25			1		1	①			○			25	25			1		1				1				
			②			○			29	29			1			1	②			○			29	29			1		1				1			
			③			○			35.4	35.4			1			1	③			○			35.4	35.4			2		2				2			
			④			○			42.3	42.3			1			1	④			○			42.3	42.3			1		1				1			
			⑤			○			67.8	67.8			1			1	⑤			○			67.8	67.8			1		1				1			
		⑥			○			72.5	72.5				1			⑥			○			72.5	72.5				2		2			2				
		⑦			○			175	175			4			4	⑦			○			175	175				8		8			8				
		⑧			○			95	95			2			2	⑧			○			95	95										5			
		⑨			○			209	209			7			7	⑨			○			209	209				7		7			7		7		
		21	①			○			156				12			12	①			○			156											6		
			②			○			42				2			2	②			○			42											2		
			③			○			157				6			6	③			○			157					6		6				6		
			④			○			15							1	④			○			15					1		1				1		
			⑤			○			23					1			⑤			○			23					1		1				1		
		24	①			○			27	27			2			2	①			○			27	27				1		1				1		
			②			○			36	36			1			1	②			○			36	36				2		2				2		
			③			○			2.7	38.7			1			1	③			○			2.7	38.7				1		1				3		
		28	①			○			165	165			9			9	①			○			165	165				10		10			10		10	
			②			○			68.5	68.5			4			4	②			○			68.5	68.5				4		4			4		4	
③				○			67.4	67.4			6			6	③			○			67.4	67.4				6		6			6		6			
④				○			34.9	67.7			1			1	④			○			34.9	67.7										2				
M2F	31	①			○			32.8			2			2	①			○			32.8					2		2			2		2			
		②			○			19.9	19.9			2			2	②			○			19.9	19.9				2		2			2		2		
IF	37	①			○			56			1			1	①			○			56					2		2			2		2			
		②			○			15	71			1			1	②			○			15	71				1		1			1		3		
M2F	38	①			○			6.4				1			1	①			○			6.4										1		1		
		②			○			3.3	49.3							②			○			3.3	49.3												1	
IF	40	①			○			7.1							①			○			7.1										1		1			
		②			○			87	87			3			3	②			○			87	87										4		4	
		③			○			214	214			7			7	③			○			214	214										8		8	

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【原子炉建屋】

火災区画	階	部屋番号	煙感知器										熱感知器										炎感知器	備考								
			感知区域	高さ					小区画面積	総面積 <75㎡	総面積 (1+1)+10㎡	総面積 (1+n)<60㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計	感知区域	高さ							小区画面積	総面積 <35㎡	総面積 (1+1)+5㎡	総面積 (1+n)<15㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計
				(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)	(0.6m>)										(0.6m×<1m)	(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)										
			<p>煙感知器</p> <p>消防法施行規則</p> <p>◇第23条第4項 三口 壁又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>取付面高さ 床面積</p> <p>4m未満 150㎡</p> <p>4m以上~20m未満 75㎡</p> <p>* 複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>取付面高さ 床面積</p> <p>4m以上~8m未満 60㎡</p> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◇第23条第4項 七 へ (通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										<p>熱感知器</p> <p>消防法施行規則</p> <p>◇第23条第4項 三口 壁又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>取付面高さ 床面積</p> <p>4m未満 70㎡(特種)</p> <p>4m以上~8m未満 35㎡(特種)</p> <p>* 複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										<p>消防法施行規則</p> <p>消防法施行規則に準拠して感知器を設置する。</p> <p>* 炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合の組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。</p>									
			上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。										上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。																			
火災区画			煙感知器										熱感知器										炎感知器	備考								
階	部屋番号	感知区域	高さ					小区画面積	総面積 <75㎡	総面積 (1+1)+10㎡	総面積 (1+n)<60㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計	感知区域	高さ					小区画面積			総面積 <35㎡	総面積 (1+1)+5㎡	総面積 (1+n)<15㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計	
			(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)	(0.6m>)										(0.6m×<1m)	(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)											(0.4m>)

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【原子炉建屋】

		煙 感 知 器														熱 感 知 器														炎感知器		備 考													
		消 防 法 施 行 規 則														消 防 法 施 行 規 則														消 防 法 施 行 規 則															
		<p>◇第23条第4項 三口 壁又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設ける。</p> <table border="1"> <tr> <th>取付面高さ</th> <th>床面積</th> </tr> <tr> <td>4m未満</td> <td>150㎡</td> </tr> <tr> <td>4m以上～20m未満</td> <td>75㎡</td> </tr> </table> <p>* 複数区画のはり高さに0のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4m以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>														取付面高さ	床面積	4m未満	150㎡	4m以上～20m未満	75㎡	<p>◇第23条第4項 三口 壁又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <table border="1"> <tr> <th>取付面高さ</th> <th>床面積</th> </tr> <tr> <td>4m未満</td> <td>70㎡(特種)</td> </tr> <tr> <td>4m以上～8m未満</td> <td>35㎡(特種)</td> </tr> </table> <p>* 複数区画のはり高さに0のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4m以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>														取付面高さ	床面積	4m未満	70㎡(特種)	4m以上～8m未満	35㎡(特種)	<p>消防法施行規則 に準拠して感知器を設置する。</p> <p>* 炎感知器に設置数に記載されている同じ部屋番号に設置数と記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合の組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。</p>			
取付面高さ	床面積																																												
4m未満	150㎡																																												
4m以上～20m未満	75㎡																																												
取付面高さ	床面積																																												
4m未満	70㎡(特種)																																												
4m以上～8m未満	35㎡(特種)																																												
火災区画	感知区域	高 高 さ					はり等の高さ	小 区 画	総 面 積	総 面 積	総 面 積	消 防 法	減 数 設 置	設 置 数	合 計	感 知	高 高 さ	はり等の高さ	小 区 画	総 面 積	総 面 積	総 面 積	消 防 法	減 数 設 置	設 置 数	合 計	合 計																		
階	部 屋 番 号	(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)	(0.6m)>	(0.6m×<1m)	面 積	<75㎡	(1+1)+10㎡	<60㎡	設置数	適用			区域	(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)	(0.4m)>	(0.4m×<1m)	面 積	<35㎡	(1+1)+5㎡	<15㎡	設置数	適用																	
M2F	R-8	5 (1)	○	—	—	—	—	84.5	84.5	—	—	6	—	6	6	(1)	○	—	—	—	—	—	84.5	84.5	—	—	6	—	6	6	—														
M2F	R-8	8 (1)	○	—	—	—	—	21.3	21.3	—	—	2	—	2	2	(1)	○	—	—	—	—	—	21.3	21.3	—	—	2	—	2	2	—														
M2F	R-8	9 (1)	○	—	—	—	—	78	78	—	—	4	—	4	4	(1)	○	—	—	—	—	—	78	78	—	—	4	—	4	4	—														
M2F	R-8	10 (1)	○	—	—	—	—	164.4	164.4	—	—	4	—	4	4	(1)	○	—	—	—	—	—	164.4	164.4	—	—	4	—	4	4	—														
M2F	R-8	11 (1)	○	○	—	—	—	143	143	—	—	8	—	8	8	(1)	○	○	—	—	—	—	143	143	—	—	8	—	8	8	—	大ばり8区画													
M2F	R-8	12 (1)	○	—	—	—	—	31	31	—	—	1	—	1	1	(1)	○	—	—	—	—	—	31	31	—	—	1	—	1	1	—														
M2F	R-8	13 (1)	○	—	—	—	—	18.7	18.7	—	—	1	—	1	1	(1)	○	—	—	—	—	—	18.7	18.7	—	—	1	—	1	1	—														
M2F	R-8	14 (1)	○	○	—	—	—	22	22	—	—	3	—	3	3	(1)	○	○	—	—	—	—	22	22	—	—	3	—	3	3	—	大ばり2区画													
M2F	R-8	15 (1)	○	—	—	—	—	66	66	—	—	2	—	2	2	(1)	○	—	—	—	—	—	66	66	—	—	2	—	2	2	—														
M2F	R-8	16 (1)	○	—	—	—	—	5.8	5.8	—	—	1	—	1	1	(1)	○	—	—	—	—	—	5.8	5.8	—	—	1	—	1	1	—														
M2F	R-8	17 (1)	○	—	—	—	—	19.2	19.2	—	—	—	—	—	—	(1)	○	—	—	—	—	—	19.2	19.2	—	—	—	—	—	—	2	煙感知器はR-9-25.1と兼用													
M2F	R-8	19 (1)	○	—	—	—	—	66	66	—	—	1	—	1	1	(1)	○	—	—	—	—	—	66	66	—	—	1	—	1	1	—														
M2F	R-8	20 (1)	○	—	—	—	—	34	34	—	—	1	—	1	1	(1)	○	—	—	—	—	—	34	34	—	—	2	—	2	2	—														
M2F	R-8	21 (1)	○	—	—	—	—	5.1	5.1	—	—	—	—	—	—	(1)	○	○	—	—	—	—	5.1	5.1	—	—	—	—	—	—	—														
M2F	R-8	23 (1)	○	—	—	—	—	7.4	7.4	—	—	2	—	2	2	(1)	○	—	—	—	—	—	7.4	7.4	—	—	2	—	2	2	—														
M2F	R-8	24 (1)	○	—	—	—	—	64	64	—	—	2	—	2	2	(1)	○	—	—	—	—	—	64	64	—	—	2	—	2	2	—														
M2F	R-8	25 (1)	○	—	—	—	—	266	266	—	—	3	—	3	3	(1)	○	—	—	—	—	—	266	266	—	—	5	—	5	5	—														
M2F	R-8	26 (1)	○	—	—	—	—	63.6	63.6	—	—	2	—	2	2	(1)	○	—	—	—	—	—	63.6	63.6	—	—	2	—	2	2	—														
M2F	R-9	1 (1)	—	—	○	—	—	295	—	—	—	8	—	8	—	(1)	—	—	○	—	—	—	295	—	—	—	—	—	—	—	10	大ばり4区画													
M2F	R-9	2 (2)	—	—	○	—	—	391	—	—	—	14	—	14	—	(2)	—	—	○	—	—	—	391	—	—	—	—	—	—	—	17														
M2F	R-9	3 (3)	—	—	○	—	—	33	734	—	—	1	—	1	—	(3)	—	—	○	—	—	—	33	734	—	—	1	—	1	—	2														
M2F	R-9	4 (4)	○	—	—	—	—	15	—	—	—	1	—	1	—	(4)	○	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—	1	—	1	—														
M2F	R-9	5 (1)	—	—	○	—	—	19	19	—	—	2	—	2	2	(1)	—	—	○	—	—	—	19	19	—	—	—	—	—	—	1	大ばり2区画													
M2F	R-9	8 (1)	—	—	○	—	—	38.8	38.8	—	—	4	—	4	4	(1)	—	—	○	—	—	—	38.8	38.8	—	—	—	—	—	—	2	大ばり4区画													
M2F	R-9	13 (1)	○	—	—	—	—	50	50	—	—	4	—	4	4	(1)	○	—	—	—	—	—	50	50	—	—	—	—	—	—	—														
M2F	R-9	14 (1)	○	—	—	—	—	15	15	—	—	1	—	1	1	(1)	○	—	—	—	—	—	15	15	—	—	1	—	1	1	—														
M2F	R-9	15 (1)	○	—	—	—	—	15	15	—	—	1	—	1	1	(1)	○	—	—	—	—	—	15	15	—	—	1	—	1	1	—														
M2F	R-9	16 (1)	—	—	○	—	—	17	—	—	—	1	—	1	—	(1)	—	—	○	—	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	1														
M2F	R-9	2 (2)	—	—	○	—	—	73	90	—	—	3	—	3	—	(2)	—	—	○	—	—	—	73	90	—	—	4	—	4	—	4														
M2F	R-9	19 (1)	—	—	○	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	(1)	—	—	○	—	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—														
M2F	R-9	2 (2)	—	—	○	—	—	622	694	—	—	14	—	14	—	(2)	—	—	○	—	—	—	622	694	—	—	—	—	—	—	4	13													
M2F	R-9	3 (3)	—	—	○	—	—	55	—	—	—	2	—	2	—	(3)	—	—	○	—	—	—	55	—	—	—	3	—	3	—	—	大ばり2区画・中ばり3区画													
M2F	R-9	20 (1)	—	—	○	—	—	33	33	—	—	2	—	2	2	(1)	—	—	○	—	—	—	33	33	—	—	2	—	2	2	—	大ばり2区画													
M2F	R-9	1 (1)	—	—	○	—	—	557	—	—	—	28	—	28	—	(1)	—	—	○	—	—	—	557	—	—	—	—	—	—	—	17	大ばり1.2区画													
M2F	R-9	2 (2)	—	—	○	—	—	107	—	—	—	—	—	—	—	(2)	—	—	○	—	—	—	107	—	—	—	—	—	—	—	3	大ばり4区画													
M2F	R-9	4 (4)	—	—	○	—	—	331	—	—	—	3	—	3	—	(4)	—	—	○	—	—	—	331	—	—	—	—	—	—	—	12	煙感知器はR-9-22.1と兼用													
M2F	R-9	5 (5)	—	—	○	—	—	40	—	—	—	1	—	1	—	(5)	—	—	○	—	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	2	大ばり1.2区画													
M2F	R-9	6 (6)	—	—	○	—	—	21.6	1165.6	—	—	2	—	2	—	(6)	—	—	○	—	—	—	21.6	1165.6	—	—	2	—	2	—	—														
M2F	R-9	7 (7)	—	—	○	—	—	58.3	—	—	—	1	—	1	—	(7)	—	—	○	—	—	—	58.3	—	—	—	—	—	—	—	2														
M2F	R-9	8 (8)	○	—	—	—	—	35.7	—	—	—	—	—	—	—	(8)	○	—	—	—	—	—	35.7	—	—	—	—	—	3	—	3	—	煙感知器はR-9-22.1と兼用												
M2F	R-9	15 (1)	—	—	○	—	—	15	—	—	—	1	—	1	—	(1)	○	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	1	—	1	—													
M2F	R-9	23 (1)	—	—	○	—	—	12.3	12.3	—	—	1	—	1	1	(1)	—	—	○	—	—	—	12.3	12.3	—	—	1	—	1	1	—														
M2F	R-9	24 (1)	—	—	○	—	—	7.8	7.8	—	—	1	—	1	1	(1)	—	—	○	—	—	—	7.8	7.8	—	—	1	—	1	1	—														
M2F	R-9	25 (1)	—	—	○	—	—	25	30	—	—	1	—	1	2	(1)	—	—	○	—	—	—	25	30	—	—	1	—	1	2	—														
M2F	R-9	2 (2)	—	—	○	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	(2)	○	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—														
M2F	R-9	26 (1)	—	—	○	—	—	20.8	23.6	—	—	—	—	—	—	(1)	—	—	○	—	—	—	20.8	23.6	—	—	—	—	—	—	1	—													
M2F	R-9	2 (2)	—	—	○	—	—	2.8	—	—	—	—	—	—	—	(2)	—	—	○	—	—	—	2.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	煙感知器、熱感知器はR-9-26.1と兼用												
M2F	R-9	27 (1)	—	—	○	—	—	67	67	—	—	2	—	2	2	(1)	—	—	○	—	—	—	67	67	—	—	4	—	4	4	—	大ばり9区画													

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【原子炉建屋】

		煙感知器														熱感知器														炎感知器	備考			
		消防法施行規則														消防法施行規則														消防法施行規則				
火災区画		高さ														高さ														合計				
階	部屋番号	感知区域	(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)	(0.6m>)	(0.6m×<1m)	小区画面積	総面積<75㎡	総面積(1+1)+10㎡	総面積(1+n)<60㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計	感知区域	(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)	(0.4m>)	(0.4m×<1m)	小区画面積	総面積<35㎡	総面積(1+1)+5㎡	総面積(1+n)<15㎡	消防法設置数	減数設置適用			設置数	合計	
		第23条第4項 三口	煙又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するように設ける。														煙又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するように設ける。														消防法施行規則に準拠して感知器を設置する。			
		第23条第4項 七ホ	感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。														感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。														*炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器を組合せる場合があり、その場合の組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。			
		◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書	取付面高さ 4m未満 150㎡、4m以上~20m未満 75㎡ *複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。														取付面高さ 4m未満 70㎡(特種)、4m以上~8m未満 35㎡(特種) *複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。																	
		◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書	小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を合せて1つの感知区域とすることができる。														小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を合せて1つの感知区域とすることができる。																	
		◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書	細長い居室等の場合 短い居室等の場合														細長い居室等の場合 短い居室等の場合																	
		◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書	短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。														短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。																	
		◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書	上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。														上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。																	
2F		28	①				○		139				3		3	8	①					○		139							4	大ばり3区画		
			②				○		33				1		1		②					○		33						1				
			③						9.2				1		1		③	○					○		9.2					1				
			④						16.8				1		1		④								16.8					1				
			⑤						108.8				2		2		⑤	○							108.8					6				
			29	①					149	149			7		7	7	①							149	149				7		7			
			30	①					28	28			2		2	2	①							28	28				2		2			
			33	①					28	28			1		1	1	①							28	28				1		1			
			34	①					183	280			9		9	9	①							183	280				15		15			
			35	①					8.4	6.4			1		1	1	①							8.4	6.4				1		1			
			36	①					24.9	64.9			1		1	1	①							24.9	64.9							2		1
			37	①					15	15							①							15	15				2		2			
			38	①					19	19							①							19	19									
			39	①					50	50			2		2	2	①							50	50									
			40	①					20	34							①							20	34				1		1			
			44	①					25	38							①							25	38				2		2			
			45	①					22	43							①							22	43				1		1			
			47	①					70	70			1		1	1	①							70	70				3		3			
			55	①					160	275			4		4	13	①							160	275				9		9			
			59	①					79.4	275			4		4	4	②							79.4	275				4		4			
			61	①					35.6	43							③							35.6	43				2		2			
			62	①					62	62			1		1	1	①							62	62				3		3			
			63	①					9.3	32.3							①							9.3	32.3									
			64	①					23	32.3			1		1	1	②							23	32.3				1		1			
			64	①					9.3	32.3							①							9.3	32.3									
			66	①					23	32.3			1		1	1	②							23	32.3				1		1			
			63	①					50	50			1		1	1	①							50	50									
			64	①					165	293			9		9	9	①							165	293				13		13			
			64	②					41	293							②							41	293									
			64	③					97	293							③							97	293									
			2	①					151.5	185.1			7		7	8	①							151.5	185.1				7		7			
			3	①					33.6	185.1			1		1	1	②							33.6	185.1									
			4	①					109	109			3		3	3	③							109	109				4		4			
			9	①					14.8	14.8			2		2	2	①							14.8	14.8				2		2			
			1	①					37	37			1		1	1	①							37	37				2		2			
			2	①					1952	1952			36		36	36	①							1952	1952									
			3	①					84.5	84.5			2		2	2	①							84.5	84.5				3		3			
			3	②					49.2	69.2			2		2	2	①							49.2	69.2				2		2			
			4	①					20	20			1		1	1	②							20	20				1		1			
			6	①					17.9	17.9			1		1	1	①							17.9	17.9				1		1			
			8	①					13.2	13.2			1		1	1	①							13.2	13.2				1		1			
			8	②					26.2	26.2			1		1	1	②							26.2	26.2				1		1			
			11	①					71.1	71.1			1		1	1	①							71.1	71.1				3		3			
			2	①					15.3	15.3			1		1	1	①							15.3	15.3				1		1			
			3	①					19.6	19.6			1		1	1	①							19.6	19.6				1		1			
			4	①					17.4	17.4			1		1	1	①							17.4	17.4				1		1			

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【原子炉建屋】

		煙 感 知 器												熱 感 知 器												炎感知器	備 考								
		消 防 法 施 行 規 則												消 防 法 施 行 規 則												消 防 法 施 行 規 則									
		<p>◇第23条第4項 三 口 煙又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効に感知するように設ける。</p> <p>取付面高さ 床面積 4m未満 150㎡ 4m以上～20m未満 75㎡ *複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60㎡</p> <p>◇第23条第4項 七 ヘ (通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離1.5mにつき1個以上の個数を設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>												<p>◇第23条第4項 三 口 煙又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>取付面高さ 床面積 4m未満 70㎡(特種) 4m以上～8m未満 35㎡(特種) *複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15㎡以内であれば1つの感知器区域と見なすことができる。</p> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>												<p>消防法施行規則 に準拠して感知器を設置する。</p> <p>*炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合の組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。</p>									
火 災 区 画	階	部 屋 番 号	感知区域	高 さ				はり等の高さ	小 区 画 面 積	総面積 <75㎡	総面積 (1+1)+10㎡	総面積 (1+n) <60㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合 計	感知区域	高 さ				はり等の高さ	小 区 画 面 積	総面積 <35㎡	総面積 (1+1)+5㎡	総面積 (1+n) <15㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合 計	合計				
				(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.6m>)	(0.6m<x<1m)									(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.4m>)	(0.4m<x<1m)												
			①	—	○	—	—	—	—	9.4	9.4	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	9.4	9.4	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			②	—	—	—	○	—	—	6.7	6.7	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	6.7	6.7	—	—	—	3	—	3	—	—	—		
			③	—	○	—	—	—	—	25.8	25.8	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	25.8	25.8	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			④	—	—	—	—	—	—	5.0	5.0	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	5.0	5.0	—	—	—	3	—	3	—	—	—		
			⑤	○	—	—	—	—	—	33.6	33.6	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	33.6	33.6	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			①	—	○	—	—	—	—	5.9	5.9	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	5.9	5.9	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			②	—	—	—	○	—	—	4.2	4.2	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	4.2	4.2	—	—	—	3	—	3	—	—	—		
			③	—	○	—	—	—	—	25.8	25.8	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	25.8	25.8	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			④	—	—	—	—	—	—	3.2	3.2	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	3.2	3.2	—	—	—	3	—	3	—	—	—		
			⑤	○	—	—	—	—	—	5.9	5.9	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	5.9	5.9	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			⑥	○	—	—	—	—	—	11.6	11.6	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	11.6	11.6	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			①	○	—	—	—	—	—	144.0	144.0	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	144.0	144.0	—	—	—	5	—	5	—	—	細長い居室等を適用		
			②	—	○	—	—	—	—	20.4	20.4	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	20.4	20.4	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			③	—	—	—	○	—	—	8.1	8.1	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	8.1	8.1	—	—	—	3	—	3	—	—	—		
			④	—	○	—	—	—	—	25.8	25.8	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	25.8	25.8	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
			⑤	—	—	—	—	—	—	13.4	13.4	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	13.4	13.4	—	—	—	3	—	3	—	—	—		
			⑥	○	—	—	—	—	—	175.8	175.8	—	—	4	—	4	—	—	—	—	—	—	175.8	175.8	—	—	—	7	—	7	—	—	細長い居室等を適用		
			⑦	—	○	—	—	—	—	13.0	13.0	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	13.0	13.0	—	—	—	1	—	1	—	—	—		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【タービン建屋】

		煙 感 知 器										熱 感 知 器										炎 感 知 器	備 考									
		消 防 法 施 行 規 則										消 防 法 施 行 規 則										消 防 法 施 行 規 則										
		<p>◇第23条第4項 三 口 壁又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 150㎡ 4m以上～20m未満 75㎡ *複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。 取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60㎡ 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◇第23条第4項 七 ヘ (通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										<p>◇第23条第4項 三 口 壁又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 70㎡(特種) 4m以上～8m未満 35㎡(特種) *複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15㎡以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										<p>消防法施行規則に準拠して感知器を設置する。 *炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器となる。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合は組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。</p>										
火 災 区 画	階	部 屋 番 号	感 知 区 域	高 さ				はり等の高さ	小 区 画 面 積	総 面 積 <75㎡	総 面 積 (1+1) +10㎡	総 面 積 (1+n) <60㎡	消 防 法 設 置 数	減 数 設 置 適 用	設 置 数	合 計	感 知 区 域	高 さ				はり等の高さ	小 区 画 面 積	総 面 積 <35㎡	総 面 積 (1+1) +5㎡	総 面 積 (1+n) <15㎡	消 防 法 設 置 数	減 数 設 置 適 用	設 置 数	合 計	合 計	
				(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)											(0.6m>)	(0.6m<x <1m)	(～4m)	(4～8m)											
MB1F	T-1	27	①	—	—	○	—	—	61.6	—	—	2	—	2	3	①	—	—	○	—	—	61.6	76.8	—	—	—	—	—	1	7		
B2F			②	○	—	—	—	—	15.2	—	—	1	—	1	—	②	○	—	—	—	—	15.2	—	—	—	—	—	1	—			
B1F			①	○	—	—	—	—	59.2	—	—	3	—	3	—	①	○	—	—	—	—	59.2	—	—	—	—	—	3	—			
	T-3	13	②	—	○	—	—	—	97.6	254.4	—	2	—	2	7	②	—	○	—	—	—	97.6	254.4	—	—	—	—	3	—	9		
MB1F			③	—	○	—	—	—	97.6	—	—	2	—	2	—	③	—	○	—	—	—	97.6	—	—	—	—	—	3	—	—		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象: 消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【制御建屋】

		煙 感 知 器															熱 感 知 器															炎 感 知 器	備 考																
		消 防 法 施 行 規 則															消 防 法 施 行 規 則															消 防 法 施 行 規 則																	
		<p>◇第23条第4項 三 口 壁又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するように設ける。</p> <p>◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。</p> <table border="1"> <tr> <td>取付面高さ</td> <td>床面積</td> </tr> <tr> <td>4m未満</td> <td>150㎡</td> </tr> <tr> <td>4m以上～20m未満</td> <td>75㎡</td> </tr> </table> <p>*複数区画のはり高さが〇のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>取付面高さ</td> <td>床面積</td> </tr> <tr> <td>4m以上～8m未満</td> <td>60㎡</td> </tr> </table> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◇第23条第4項 七 ヘ (通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>															取付面高さ	床面積	4m未満	150㎡	4m以上～20m未満	75㎡	取付面高さ	床面積	4m以上～8m未満	60㎡	<p>◇第23条第4項 三 口 壁又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するように設ける。</p> <table border="1"> <tr> <td>取付面高さ</td> <td>床面積</td> </tr> <tr> <td>4m未満</td> <td>70㎡(特種)</td> </tr> <tr> <td>4m以上～8m未満</td> <td>35㎡(特種)</td> </tr> </table> <p>*複数区画のはり高さが〇のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15㎡以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>															取付面高さ	床面積	4m未満	70㎡(特種)	4m以上～8m未満	35㎡(特種)	<p>消防法施行規則に準拠して感知器を設置する。</p> <p>*炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合の組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。</p>	
取付面高さ	床面積																																																
4m未満	150㎡																																																
4m以上～20m未満	75㎡																																																
取付面高さ	床面積																																																
4m以上～8m未満	60㎡																																																
取付面高さ	床面積																																																
4m未満	70㎡(特種)																																																
4m以上～8m未満	35㎡(特種)																																																
火災区画	階 部屋番号	感知区域	高 高				はり等の高さ	小 区 画	総 面 積	総 面 積	総 面 積	消 防 法	減 数 設 置	設 置 数	合 計	感知区域	高 高				はり等の高さ	小 区 画	総 面 積	総 面 積	総 面 積	消 防 法	減 数 設 置	設 置 数	合 計	合計																			
			(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)											(0.6m>)	(0.6m<x<1m)	(~4m)	(4~8m)											(8~15m)	(15~20m)	(0.4m>)	(0.4m<x<1m)															
1F	C-3	28	○	○	—	—	—	15.6	15.6	—	—	2	—	2	2	○	—	○	—	—	—	—	15.6	15.6	—	—	2	—	2	2	—																		
階段		30	○	—	—	—	—	15.3	15.3	—	—	1	—	1	1	○	—	—	—	—	—	—	15.3	15.3	—	—	1	—	1	1	—																		
	31	○	—	—	—	—	—	30.5	30.5	—	—	1	—	1	1	○	—	—	—	—	—	—	30.5	30.5	—	—	1	—	1	1	—																		
1F		32	○	○	—	—	—	107	107	—	—	2	—	2	2	○	—	○	—	—	—	—	107	107	—	—	3	—	3	3	—																		
		33	○	○	—	—	—	6.1	6.1	—	—	1	—	1	1	○	—	○	—	—	—	—	6.1	6.1	—	—	1	—	1	1	—																		
		①	○	—	—	—	—	22.3	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	22.3	—	—	—	1	—	—	—	—																		
		②	○	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—																		
		③	○	—	○	—	—	—	18.4	63.5	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	18.4	63.5	—	—	—	—	—	—	3																	
		④	○	—	—	—	—	—	7.8	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	7.8	—	—	—	—	—	—	—	—																	
		①	○	—	—	—	—	—	14.6	14.6	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	14.6	14.6	—	—	1	—	—	—	—																	
		②	○	—	○	—	—	—	67.6	67.6	—	—	2	—	2	2	○	—	○	○	—	—	—	—	67.6	67.6	—	—	—	—	—	—	3																
38	○	—	—	—	—	—	20.4	20.4	—	—	2	—	2	2	○	—	○	—	—	—	—	20.4	20.4	—	—	2	—	2	2	—																			
40	○	—	—	—	—	—	92.4	92.4	—	—	3	—	3	3	○	○	—	—	—	—	—	92.4	92.4	—	—	3	—	3	3	—																			
2F	C-3	41	○	—	—	—	—	○	45.6	45.6	—	—	9	—	9	9	○	○	—	—	—	—	○	45.6	45.6	—	—	9	—	9	9	—																	
		42	○	○	—	—	—	—	○	105	105	—	—	4	—	4	4	○	○	—	—	—	—	○	105	105	—	—	4	—	4	4	—																
		43	○	—	—	—	—	—	6.1	6.1	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	6.1	6.1	—	—	—	—	—	—	—	—																	
		44	○	—	—	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—																	
		45	○	—	—	—	—	—	13	13	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—																	
		47	○	—	—	—	—	—	22.8	22.8	—	—	2	—	2	2	○	○	—	—	—	—	—	22.8	22.8	—	—	2	—	2	2	—																	
		48	○	—	—	—	—	—	22.7	22.7	—	—	2	—	2	2	○	○	—	—	—	—	—	22.7	22.7	—	—	2	—	2	2	—																	
		50	○	—	○	—	—	—	20.6	20.6	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	20.6	20.6	—	—	—	—	—	—	—																	
2F		51	○	—	—	—	—	27.2	27.2	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	27.2	27.2	—	—	—	—	—	—	—																		
		52	○	—	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	—																		
1F		53	○	○	—	—	—	18.4	27.9	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	18.4	27.9	—	—	—	—	—	—	—																		
		②	○	—	—	—	—	9.5	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	9.5	—	—	—	—	—	—	—	—																		
3F		1	○	○	—	—	—	1247.8	1247.8	—	—	11	—	11	11	○	○	—	—	—	—	—	1247.8	1247.8	—	—	19	—	19	19	—																		
		2	○	○	—	—	—	206.2	206.2	—	—	4	—	4	4	○	○	—	—	—	—	—	206.2	206.2	—	—	4	—	4	4	—																		
RF		3	○	○	—	—	—	96.8	96.8	—	—	2	—	2	2	○	○	—	—	—	—	—	96.8	96.8	—	—	2	—	2	2	—																		
		4	○	○	—	—	—	29.2	29.2	—	—	1	—	1	1	○	○	—	—	—	—	—	29.2	29.2	—	—	—	—	—	—	—																		
3F	C-4	5	○	—	—	—	—	22.7	22.7	—	—	2	—	2	2	○	○	—	—	—	—	—	22.7	22.7	—	—	2	—	2	2	—																		
		6	○	○	—	—	—	32.5	32.5	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	32.5	32.5	—	—	—	—	—	—	—																		
		7	○	○	—	—	—	5.8	5.8	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	5.8	5.8	—	—	—	—	—	—	—																		
		①	○	—	—	—	—	44.7	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	44.7	—	—	—	—	—	—	—	—																		
		②	○	—	—	—	—	4.2	48.9	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	4.2	48.9	—	—	—	—	—	—	—																		
		①	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【緊急用電気品建屋】

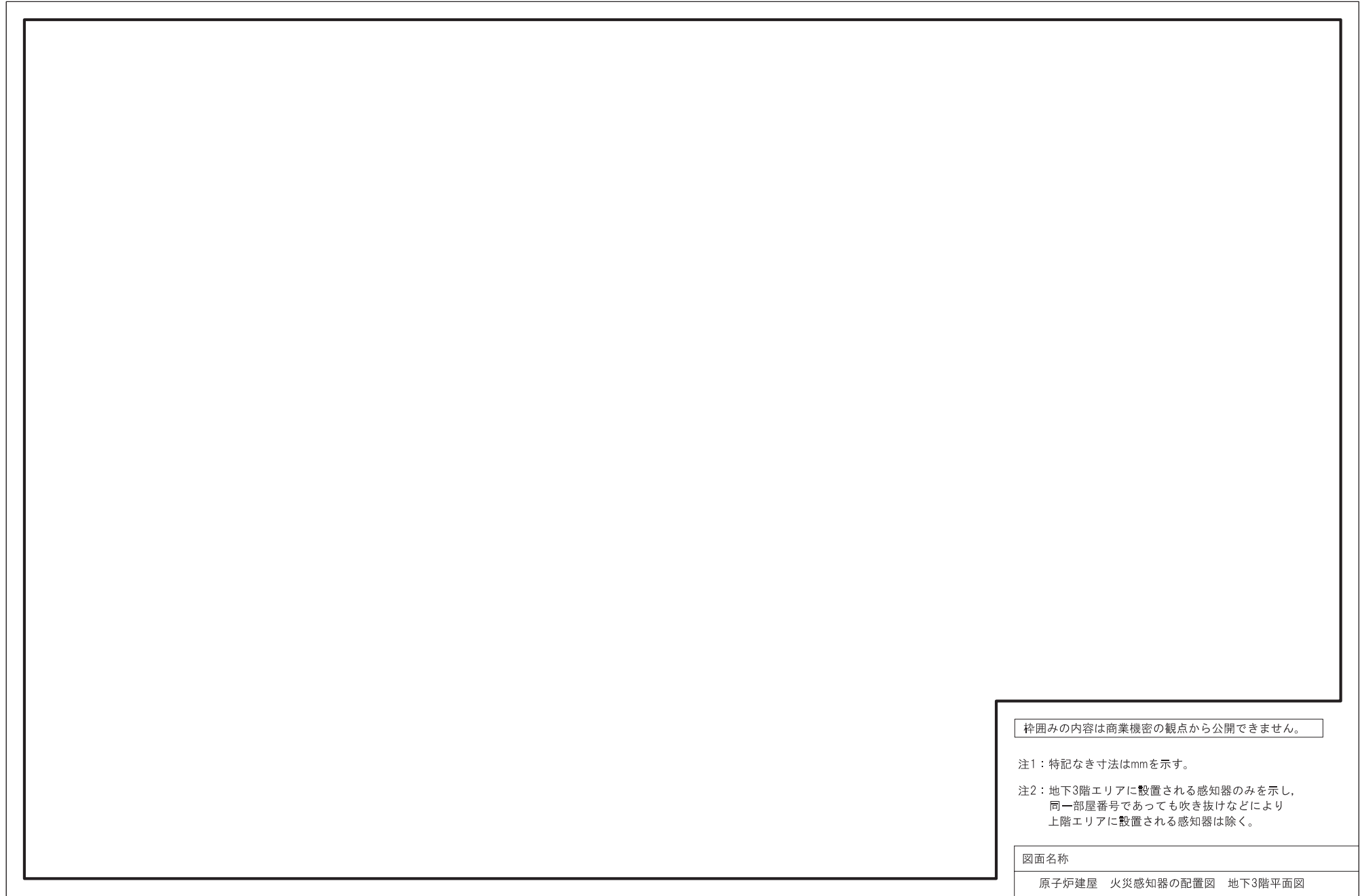
		煙 感 知 器											熱 感 知 器											炎感知器	備 考																
		消 防 法 施 行 規 則											消 防 法 施 行 規 則											消 防 法 施 行 規 則																	
		<p>◇第23条第4項 三 口 壁又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設ける。</p> <table border="1"> <tr><td>取付面高さ</td><td>床面積</td></tr> <tr><td>4m未満</td><td>150㎡</td></tr> <tr><td>4m以上～20m未満</td><td>75㎡</td></tr> </table> <p>*複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <table border="1"> <tr><td>取付面高さ</td><td>床面積</td></tr> <tr><td>4m以上～8m未満</td><td>60㎡</td></tr> </table> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◇第23条第4項 七 ヘ (通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>											取付面高さ	床面積	4m未満	150㎡	4m以上～20m未満	75㎡	取付面高さ	床面積	4m以上～8m未満	60㎡	<p>◇第23条第4項 三 口 壁又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <table border="1"> <tr><td>取付面高さ</td><td>床面積</td></tr> <tr><td>4m未満</td><td>70㎡(特種)</td></tr> <tr><td>4m以上～8m未満</td><td>35㎡(特種)</td></tr> </table> <p>*複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4m以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15㎡以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>											取付面高さ	床面積	4m未満	70㎡(特種)	4m以上～8m未満	35㎡(特種)	<p>消防法施行規則に準拠して感知器を設置する。</p> <p>*炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器となる。</p>	
取付面高さ	床面積																																								
4m未満	150㎡																																								
4m以上～20m未満	75㎡																																								
取付面高さ	床面積																																								
4m以上～8m未満	60㎡																																								
取付面高さ	床面積																																								
4m未満	70㎡(特種)																																								
4m以上～8m未満	35㎡(特種)																																								
火災区画	階	部屋番号	感知区域	高 さ				はり等の高さ		小 区 画 面 積	総 面 積 <75㎡	総 面 積 (1+1) +10㎡	総 面 積 (1+n) <60㎡	消 防 法 設 置 数	減 数 設 置 適 用	設 置 数	合 計	感 知 区 域	高 さ				はり等の高さ		小 区 画 面 積	総 面 積 <35㎡	総 面 積 (1+1) +5㎡	総 面 積 (1+n) <15㎡	消 防 法 設 置 数	減 数 設 置 適 用	設 置 数	合 計	合 計								
				(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)	(0.6m>)	(0.6m<x<1m)										(~4m)	(4~8m)	(8~15m)	(15~20m)	(0.4m>)	(0.4m<x<1m)																	
MB1F	E-1	1	①	—	○	—	—	—	○	○	292.35	—	—	28	18	10	12	①	—	○	—	—	—	○	○	292.35	329.78	—	—	28	0	28	—								
			②	○	—	—	—	—	○	○	23.88	—	—	4	3	1	—	②	○	—	—	—	—	○	○	23.88	—	—	4	0	4	—									
			③	○	—	—	—	—	○	○	13.55	—	—	4	3	1	—	③	○	—	—	—	—	○	○	13.55	—	—	4	0	4	—									
			2	①	—	○	—	—	—	○	○	107.51	—	—	13	9	4	4	①	—	○	—	—	—	○	○	107.51	107.51	—	—	13	0	13	13	—						
			3	①	○	—	—	—	—	—	—	13.55	13.55	—	—	1	0	1	1	①	○	—	—	—	—	—	—	13.55	13.55	—	—	1	0	1	1	—					
			4	①	○	—	—	—	—	—	—	10.33	10.33	—	—	1	0	1	1	①	○	—	—	—	—	—	—	10.33	10.33	—	—	1	0	1	1	—					
			5	①	○	—	—	—	—	—	—	13.55	13.55	—	—	1	0	1	1	①	○	—	—	—	—	—	—	13.55	13.55	—	—	1	0	1	1	—					
			6	①	—	○	—	—	—	—	—	35.37	35.37	—	—	3	2	1	1	①	—	○	—	—	—	—	—	35.37	35.37	—	—	3	0	3	3	—					
			7	①	—	○	—	—	—	—	—	7.20	7.20	—	—	1	0	1	1	①	—	○	—	—	—	—	—	7.20	7.20	—	—	1	0	1	1	—					
			8	①	—	○	—	—	—	—	—	23.58	23.58	—	—	2	1	1	1	①	—	○	—	—	—	—	—	23.58	23.58	—	—	2	0	2	2	—					
			9	①	—	—	○	—	—	—	—	10.05	10.05	—	—	2	1	1	1	①	—	—	○	—	—	—	—	10.05	10.05	—	—	2	0	2	2	—					
MB1F	10	①	—	○	—	—	—	—	—	12.69	12.69	—	—	1	0	1	1	①	—	○	—	—	—	—	—	12.69	12.69	—	—	1	0	1	1	—							
			—	○	—	—	—	—	—	—	16.74	16.74	—	—	2	1	1	1	①	—	○	—	—	—	—	—	16.74	16.74	—	—	2	0	2	2	—						
1F	E-2	1	①	—	○	—	—	—	○	○	492.72	—	—	22	14	8	8	①	—	○	—	—	—	○	○	492.72	492.72	—	—	22	0	22	22	—							

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【緊急時対策建屋】

		煙感知器												熱感知器												炎感知器	備考							
		消防法施行規則												消防法施行規則												消防法施行規則								
		<p>◇第23条第4項 三口 壁又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 150㎡ 4m以上～20m未満 75㎡ *複数区画のはり高さに〇のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。 取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60㎡ 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◇第23条第4項 七 へ(通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>												<p>◇第23条第4項 三口 壁又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 70㎡(特種) 4m以上～8m未満 35㎡(特種) *複数区画のはり高さに〇のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15㎡以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>												<p>消防法施行規則に準拠して感知器を設置する。 *炎感知器に設置数に記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合の組合せは感知器は備考欄に記載した感知器となる。</p>								
火災区画	階 部屋番号	感知区域	高さ				はり等の高さ		小区画面積	総面積 <75㎡	総面積 (1+n) +10㎡	総面積 (1+n) <60㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計	感知区域	高さ				はり等の高さ		小区画面積	総面積 <35㎡	総面積 (1+n) +5㎡	総面積 (1+n) <15㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合計	合計		
			(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.6m>)	(0.6m<x<1m)										(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.4m>)	(0.4m<x<1m)											
B2F	KB-1	1	①		○					316.8		316.8	17	8	9	9	①		○					316.8	316.8			17	0	17	17			
		2	①		○					142.2		142.2	10	5	5	5	①		○					142.2	142.2			10	0	10	10			
		3	①		○					73.2		73.2	6	4	2	2	①		○					73.2	73.2			6	0	6	6			
		4	①		○					18.3	18.3						①		○					18.3	18.3			3	0	3	3		4	
		5	①		○					15.7	20.4			2	0	2	2	②		○				15.7	20.4			2	0	2	2			
		6	②	○						4.7								②	○					4.7					0				2	
	KB-1	7	①		○					174.9		174.9	13	8	5	5	①		○					174.9	174.9			13	0	13	13		煙感知器、熱感知器はKB-1-5①と兼用	
		7	②	○						116		116	6	4	2	2	①		○					116	116			6	0	6	6			
		7	③	○						47.9		47.9	5	3	2	2	①		○					47.9				5	0	5	5			
		7	④	○						8.8								②	○					8.8					0					
		7	⑤	○						1.8	11.9			1	0	1	1	③		○				1.8	59.8			1	0	1	1		煙感知器、熱感知器はKB-1-8①と兼用	
階段室	KB-1	9	①		○				1.3							④		○					1.3				1	0	1	1				
		9	②		○				11.8		11.8	3	1	2	2	①		○					11.8	11.8			5	0	5	5				
		9	③		○					18.7		18.7	7	4	3	3	①		○					18.7	18.7			9	0	9	9			
B2F	KB-1	11	①		○				2.1	2.1		1	0	1	1	①		○				2.1	2.1			1	0	1	1					
B1F	KB-2	1	①		○				649.6		649.6	36	18	18	18	①		○					649.6	649.6			36	0	36	36				
		2	①		○				97.4		97.4	8	4	4	4	①		○					97.4	97.4			8	0	8	8				
		3	①		○					3.8	3.8			1	0	1	1	①		○				3.8	3.8			1	0	1	1			
		4	①		○					8.5	8.5			1	0	1	1	①		○				8.5	8.5			1	0	1	1			
		5	①		○					8	8			1	0	1	1	①		○				8	8			1	0	1	1			
		6	①		○					170		170	12	6	6	6	①		○					170	170			12	0	12	12			
		12	①		○					12	12			1	0	1	1	①		○				12	12			1	0	1	1			
		13	①		○					12	12			1	0	1	1	①		○				12	12			1	0	1	1			
		14	①		○					3.1	3.1			1	0	1	1	①		○				3.1	3.1			1	0	1	1			
		1	①		○					117		117	8	4	4	4	①		○					117	117			8	0	8	8			
		2	①		○					143.3		143.3	8	4	4	4	①		○					143.3	143.3			8	0	8	8			
		3	①		○					168.6		168.6	9	5	4	4	①		○					168.6	168.6			9	0	9	9			
		4	①		○					41		41	4	3	1	1	①		○					41	41			4	0	4	4			
		5	①		○					44		44	6	5	1	1	①		○					44	44			6	0	6	6			
6	①		○					102.5		102.5	8	4	4	4	①		○					102.5	102.5			8	0	8	8					
7	①		○					16.1		16.1	2	1	1	1	①		○					16.1	16.1			2	0	2	2					
8	①		○					18.1		18.1	2	1	1	1	①		○					18.1	18.1			2	0	2	2					
9	①		○					16.2		16.2	2	1	1	1	①		○					16.2	16.2			2	0	2	2					
10	①		○					50		50	3	1	2	2	①		○					50	50			3	0	3	3					
11	①		○					87.5		87.5	8	4	4	4	①		○					87.5	87.5			8	0	8	8					
12	①		○					167.5		167.5	18	8	10	10	①		○					167.5	167.5			18	0	18	18					
15	①		○					5.6	5.6							①		○				5.6	5.6			1	0	1	1		1			
1F	KB-3	16	①		○				3.3	3.3							①		○				3.3	3.3			1	0	1	1				
		17	①		○				5.3	5.3			1	0	1	1	①		○				5.3	5.3			1	0	1	1				
		1	①		○				264.9		264.9	17	9	8	8	①		○					264.9	264.9			17	0	17	17				
2F	KB-4	2	①		○				192.6		192.6	11	5	6	6	①		○					192.6	192.6			11	0	11	11				
		3	①		○				8.9	8.9							①		○				8.9	8.9			1	0	1	1		2		
		4	①		○				6.2	6.2							①		○				6.2	6.2			1	0	1	1		1		
					○																													

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表(対象:消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)【地下タンク室】

		煙 感 知 器											熱 感 知 器											炎 感 知 器	備 考								
		消 防 法 施 行 規 則											消 防 法 施 行 規 則											消 防 法 施 行 規 則									
		<p>◇第23条第4項 三 口 壁又は取付面から0.6m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて感知器床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>◇第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 150㎡ 4m以上～20m未満 75㎡ *複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.6m以上1m未満で火災区域が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。 取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60㎡ 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◇第23条第4項 七 ヘ (通路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>											<p>◇第23条第4項 三 口 壁又は取付面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 取付面高さ 床面積 4m未満 70㎡(特種) 4m以上～8m未満 35㎡(特種) *複数区画のはり高さに○のないものは、はり高さ1m以上とする。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 はり等の深さが0.4以上1m未満で火災区域が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15㎡以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。 小区画が隣接している場合、はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。</p> <p>◆日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 短辺が3m未満の細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>											<p>消防法施行規則に準拠して感知器を設置する。 *炎感知器に設置数が記載されている同じ部屋番号に設置数が記載されている煙感知器又は熱感知器が、炎感知器と組合せて設置する感知器である。なお、一部について他の部屋番号の感知器と組合せる場合があり、その場合は組合せる感知器は備考欄に記載した感知器となる。</p>									
火災区画	感知区域	高 さ				はり等の高さ	小区画面積	総面積<75㎡	総面積(1+1)+10㎡	総面積(1+n)<60㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合 計	感知区域	高 さ				はり等の高さ	小区画面積	総面積<35㎡	総面積(1+1)+5㎡	総面積(1+n)<15㎡	消防法設置数	減数設置適用	設置数	合 計	合計				
階	部屋番号	(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.6m>)	(0.6m<x<1m)								(～4m)	(4～8m)	(8～15m)	(15～20m)	(0.4m>)	(0.4m<x<1m)													
一	Y-7	1	①	○	—	—	—	60.3	63.8	—	—	2	—	2	3	①	○	—	—	—	—	60.3	63.8	—	—	5	—	5	6	—	細長い居室等を適用		
			②	○	—	—	—	3.5	—	—	1	—	1	1	①	○	—	—	—	—	—	3.5	—	—	1	—	1	1	—	—			
		2	①	—	○	—	—	○	25.2	25.2	—	—	1	—	1	1	①	—	○	—	—	○	25.2	25.2	—	—	1	—	1	1	—	—	
		3	①	—	○	—	—	○	207.4	207.4	—	—	3	—	3	3	①	—	○	—	—	○	207.4	207.4	—	—	9	—	9	9	—	中ばり5区画	
		4	①	—	○	—	—	—	58.5	62	—	—	2	—	2	3	①	—	○	—	—	—	58.5	62	—	—	5	—	5	6	—	細長い居室等を適用	
			②	—	○	—	—	—	3.5	—	—	1	—	1	1	②	—	○	—	—	—	—	3.5	—	—	1	—	1	1	1	—	—	
		5	①	—	○	—	—	○	27.3	27.3	—	—	1	—	1	1	①	—	○	—	—	○	27.3	27.3	—	—	1	—	1	1	1	—	—
		6	①	—	○	—	—	○	207.4	207.4	—	—	3	—	3	3	①	—	○	—	—	○	207.4	207.4	—	—	9	—	9	9	—	中ばり5区画	
		8	①	—	○	—	—	○	15.3	15.3	—	—	1	—	1	1	①	—	○	—	—	○	15.3	15.3	—	—	1	—	1	1	1	—	—
9	①	—	○	—	—	○	103.2	111.3	—	—	2	—	2	2	①	—	○	—	—	○	103.2	111.3	—	—	6	—	6	6	—	中ばり6区画			
	②	○	—	—	—	—	8.1	—	—	—	—	—	—	2	②	○	—	—	—	—	8.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	煙感知器、熱感知器はY-7-9①と兼用		
Y-8	1	①	—	○	—	—	○	96.9	96.9	—	—	2	—	2	2	①	—	○	—	—	○	96.9	96.9	—	—	7	—	7	7	—	中ばり7区画		
	2	①	—	○	—	—	○	96.9	96.9	—	—	2	—	2	2	①	—	○	—	—	○	96.9	96.9	—	—	7	—	7	7	—	中ばり7区画		
	3	①	—	○	—	—	○	96.9	96.9	—	—	2	—	2	2	①	—	○	—	—	○	96.9	96.9	—	—	7	—	7	7	—	中ばり7区画		



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下3階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
原子炉建屋 火災感知器の配置図 地下3階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下3階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中地下3階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 地下2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中地下2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、
同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより
上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図

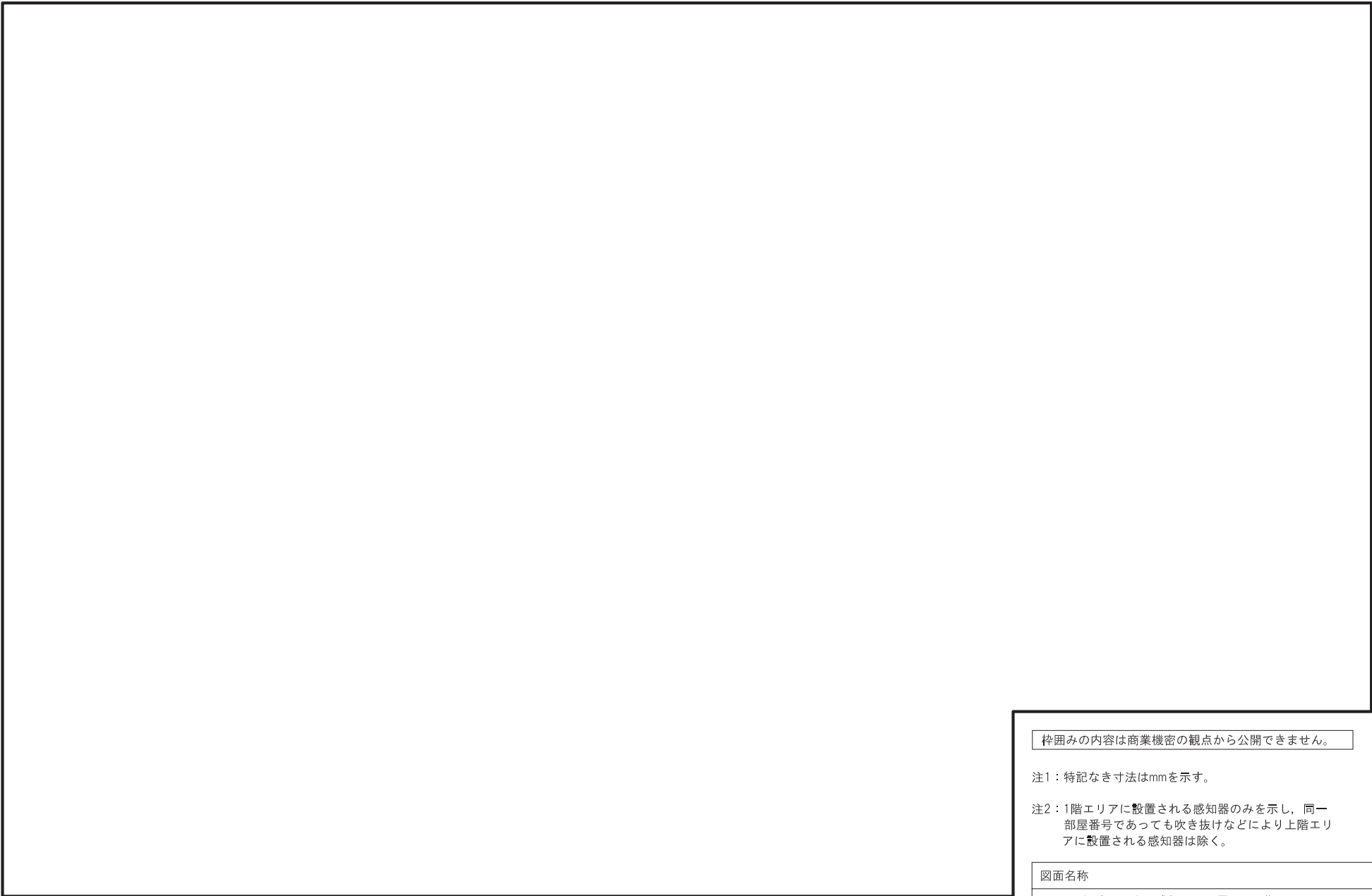
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中地下1階平面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
原子炉建屋 火災感知器の配置図 1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中3階エリアに設置される感知器のみを示し、
同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより
上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中3階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：3階エリアに設置される感知器のみを示し、
同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより
上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 3階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中4階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中4階平面図

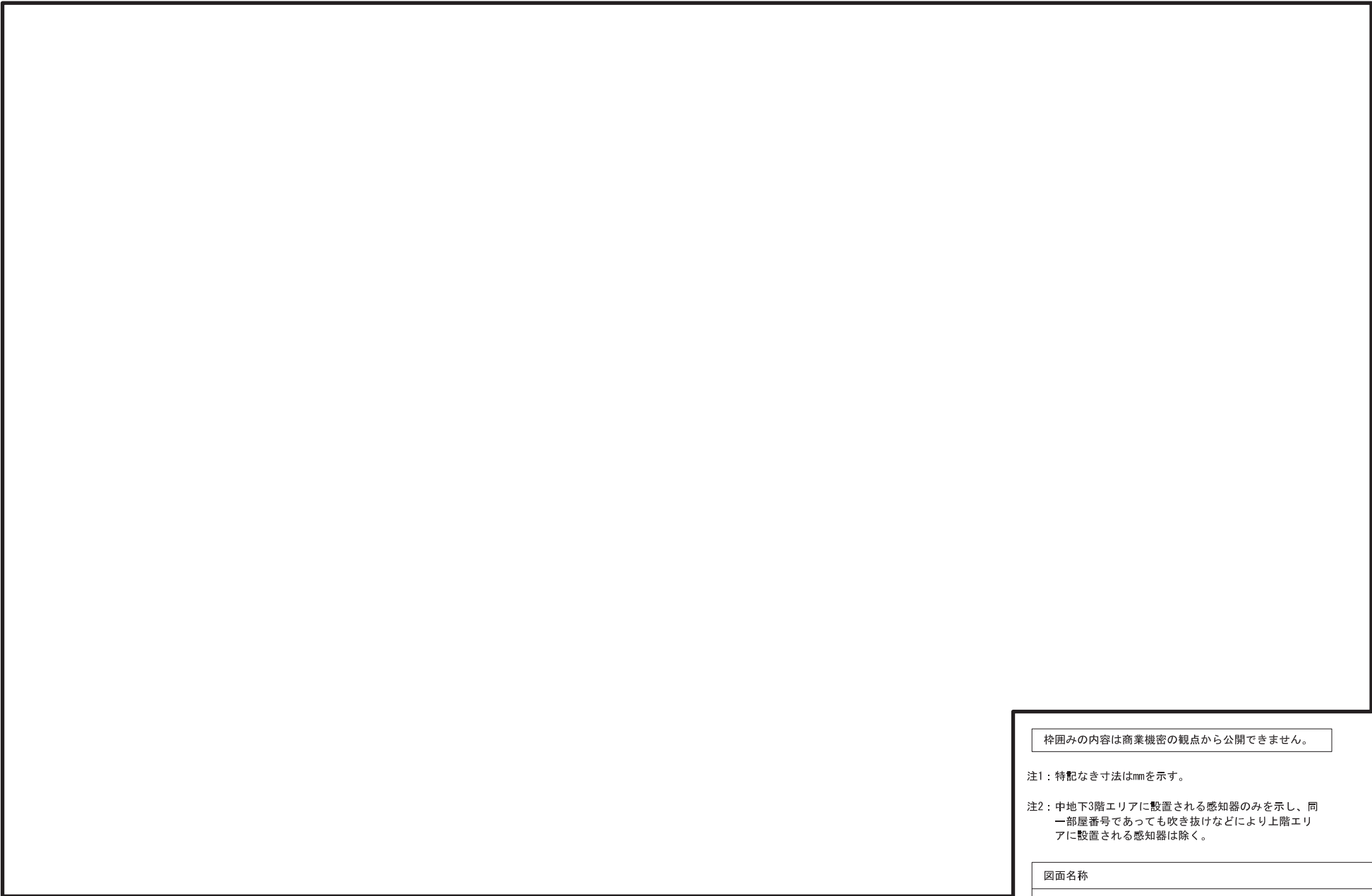
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下3階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 地下3階平面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下3階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
原子炉建屋 火災感知器の配置図 中地下3階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 地下2階平面図

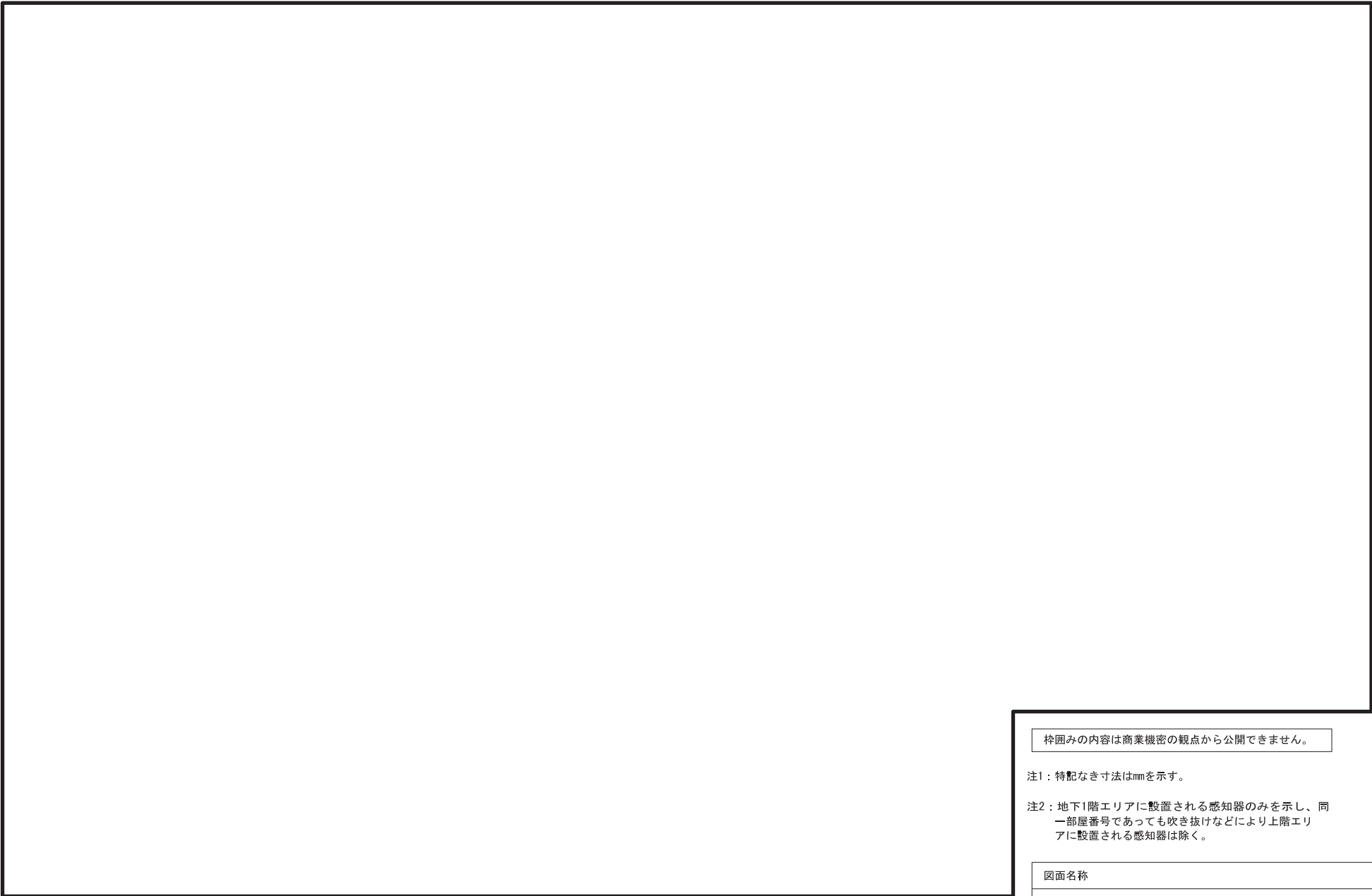
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中地下2階平面図

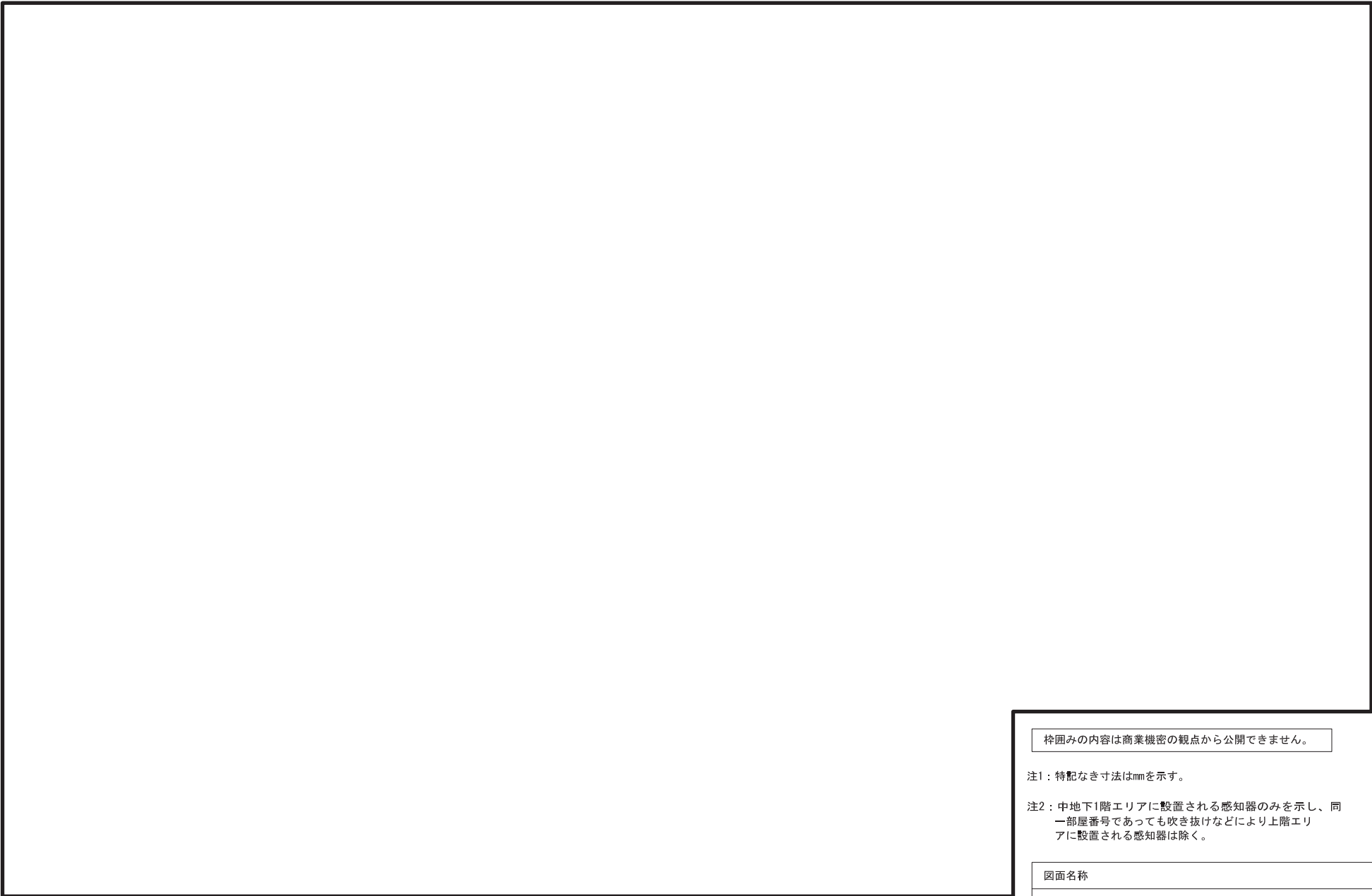


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
原子炉建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
原子炉建屋 火災感知器の配置図 中地下1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中3階エリアに設置される感知器のみを示し、同一火災区画であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 中3階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：3階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

原子炉建屋 火災感知器の配置図 3階平面図

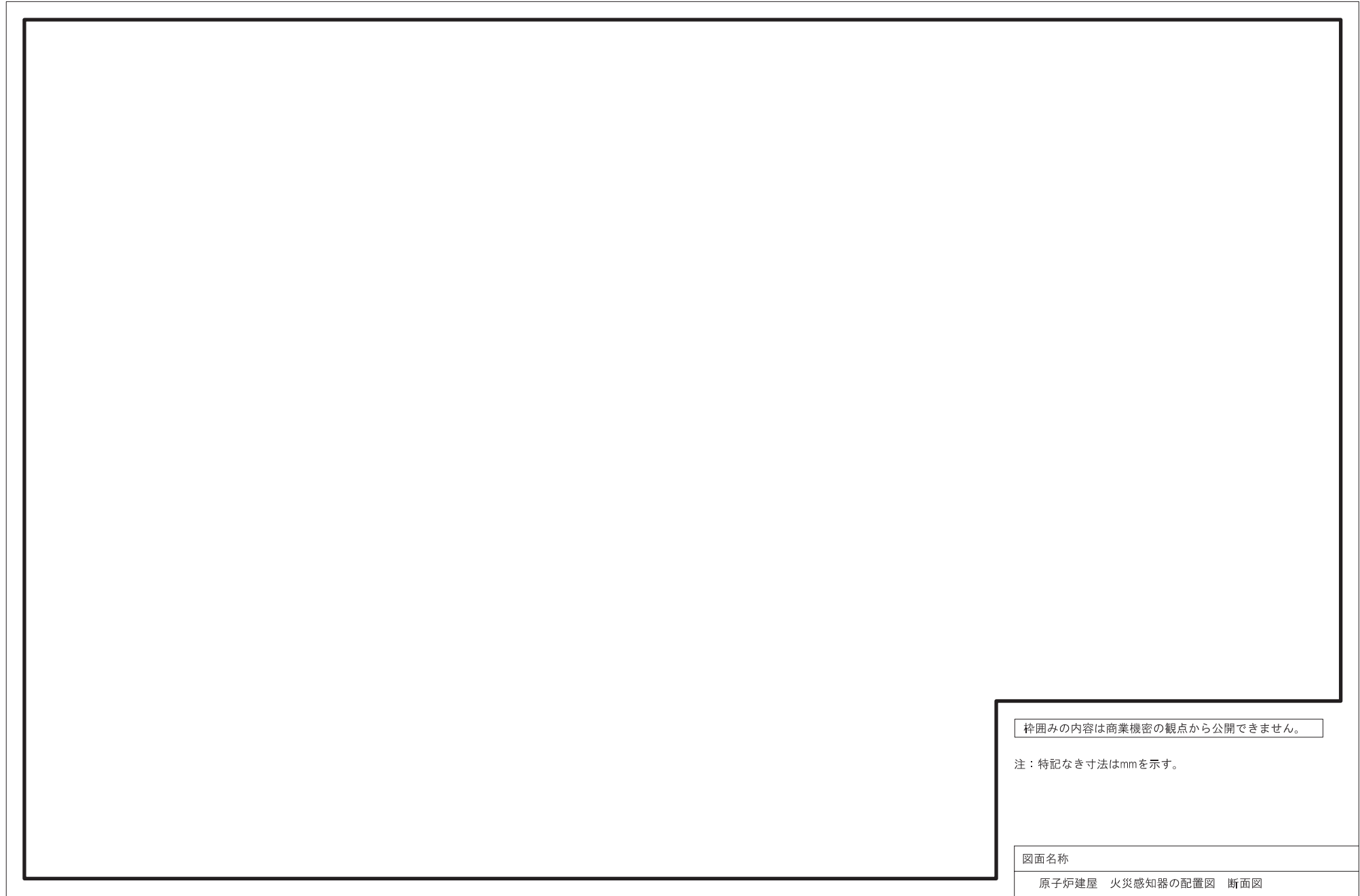
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中4階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

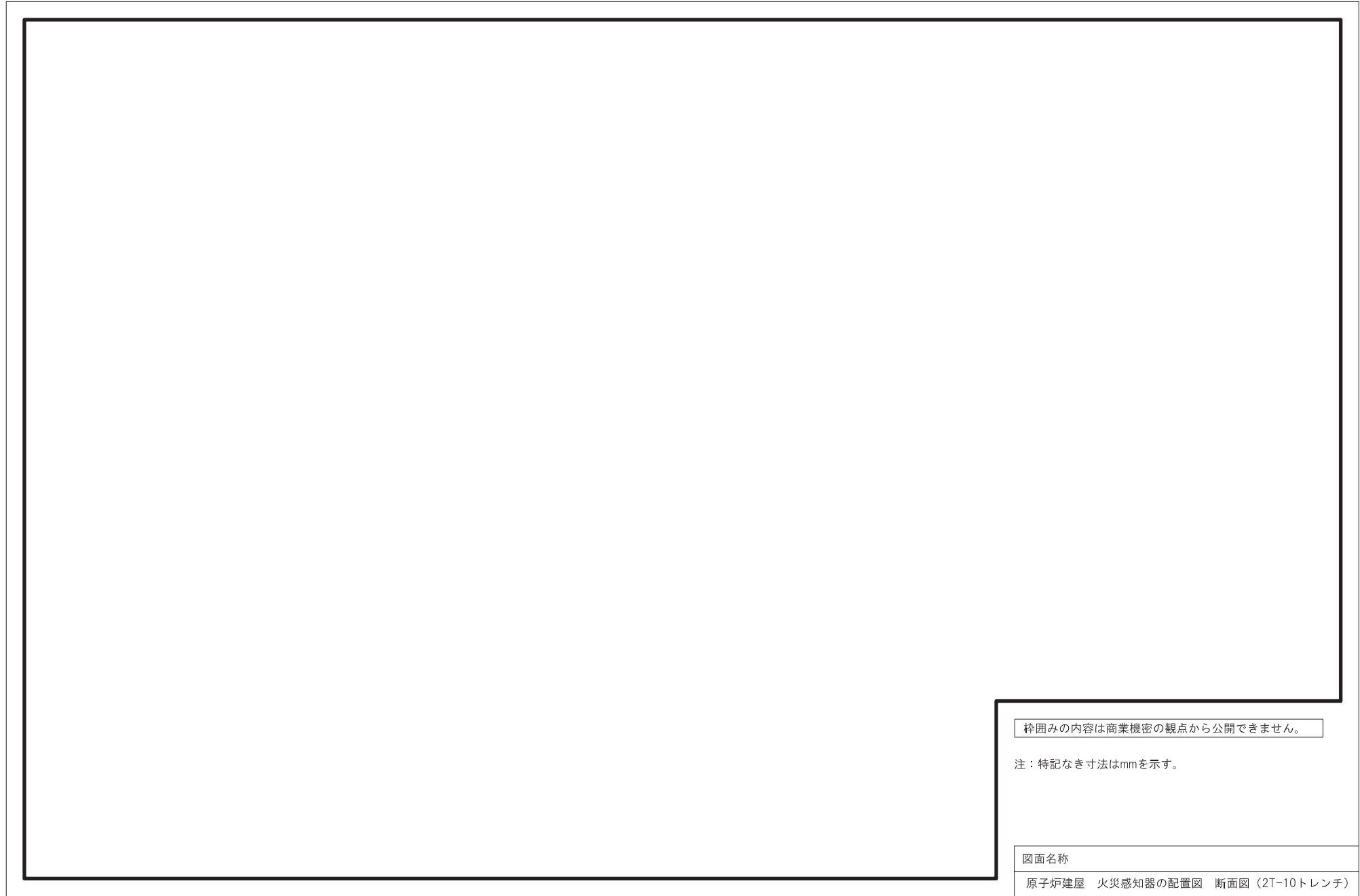
原子炉建屋 火災感知器の配置図 中4階平面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmmを示す。

図面名称
原子炉建屋 火災感知器の配置図 断面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmmを示す。

図面名称
原子炉建屋 火災感知器の配置図 断面図（2T-10トレンチ）

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

タービン建屋 火災感知器の配置図 地下2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

タービン建屋 火災感知器の配置図 中地下2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

タービン建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

タービン建屋 火災感知器の配置図 中地下1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

タービン建屋 火災感知器の配置図 地下2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

タービン建屋 火災感知器の配置図 中地下2階平面図

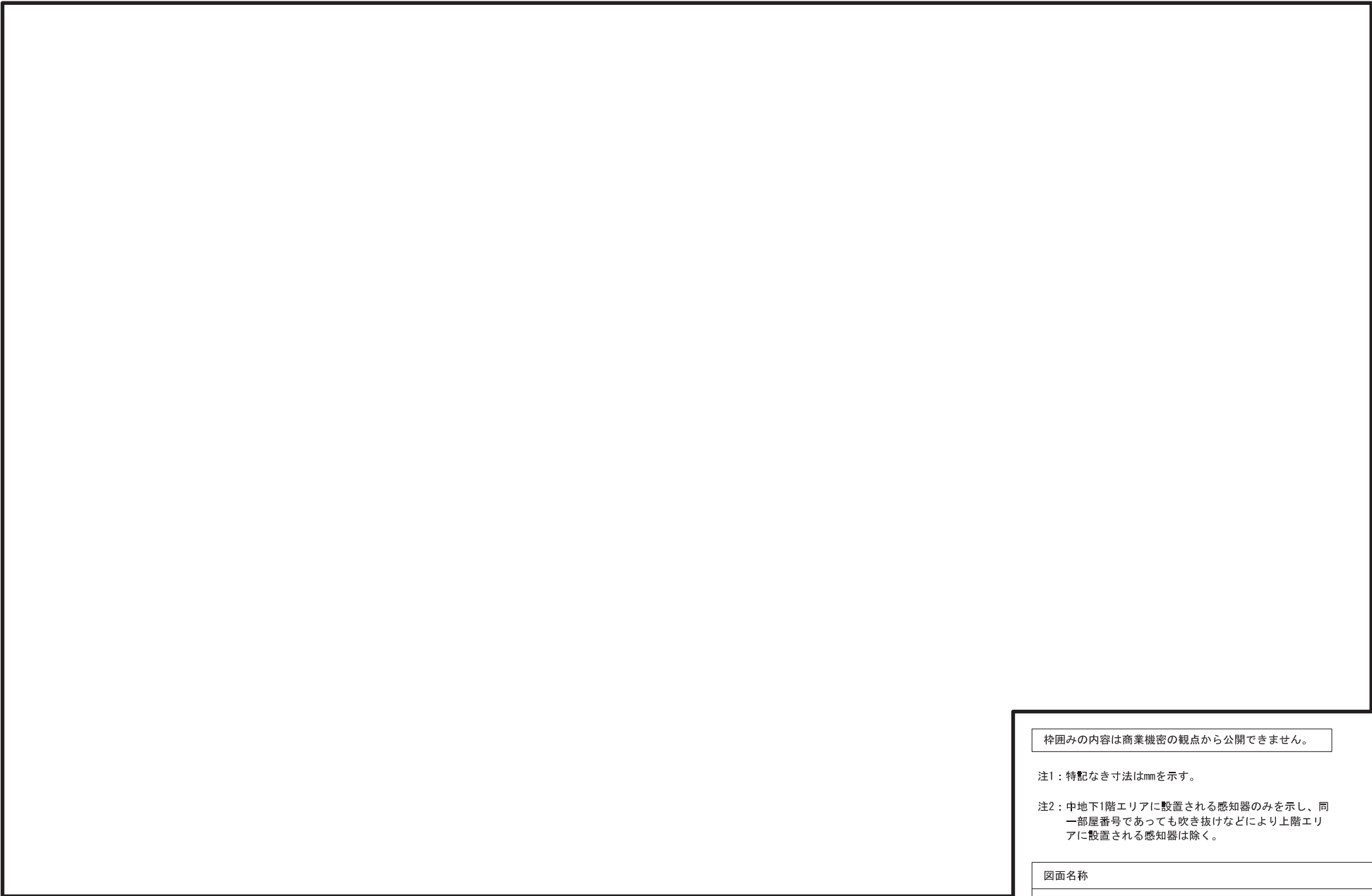
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

タービン建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図



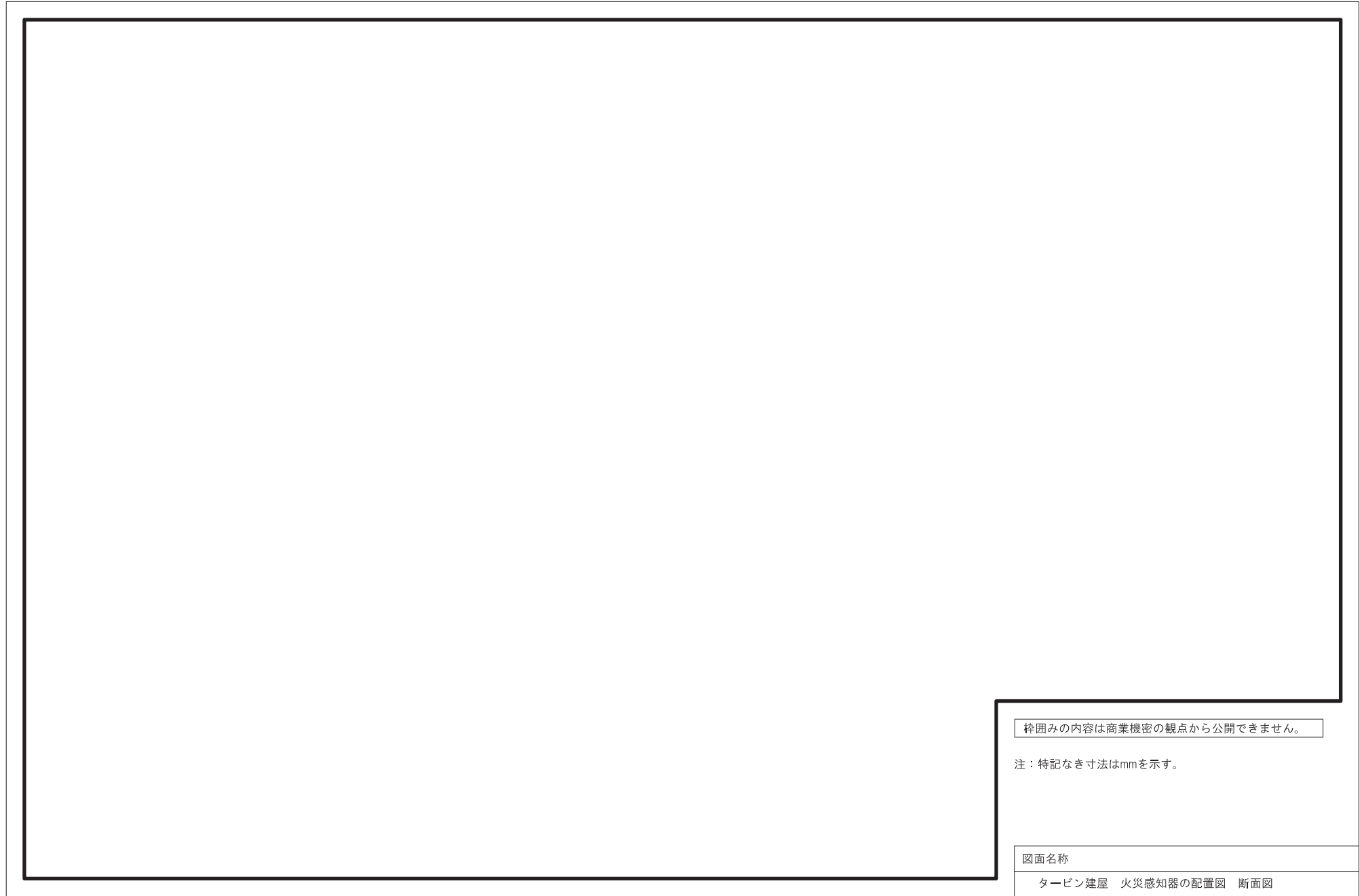
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：中地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

タービン建屋 火災感知器の配置図 中地下1階平面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmmを示す。

図面名称
タービン建屋 火災感知器の配置図 断面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

制御建屋 火災感知器の配置図 地下2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

制御建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：1階・2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

制御建屋 火災感知器の配置図 1階・2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：3階・R階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

制御建屋 火災感知器の配置図 3階・R階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

制御建屋 火災感知器の配置図 地下2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

制御建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：1階・2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

制御建屋 火災感知器の配置図 1階・2階平面図

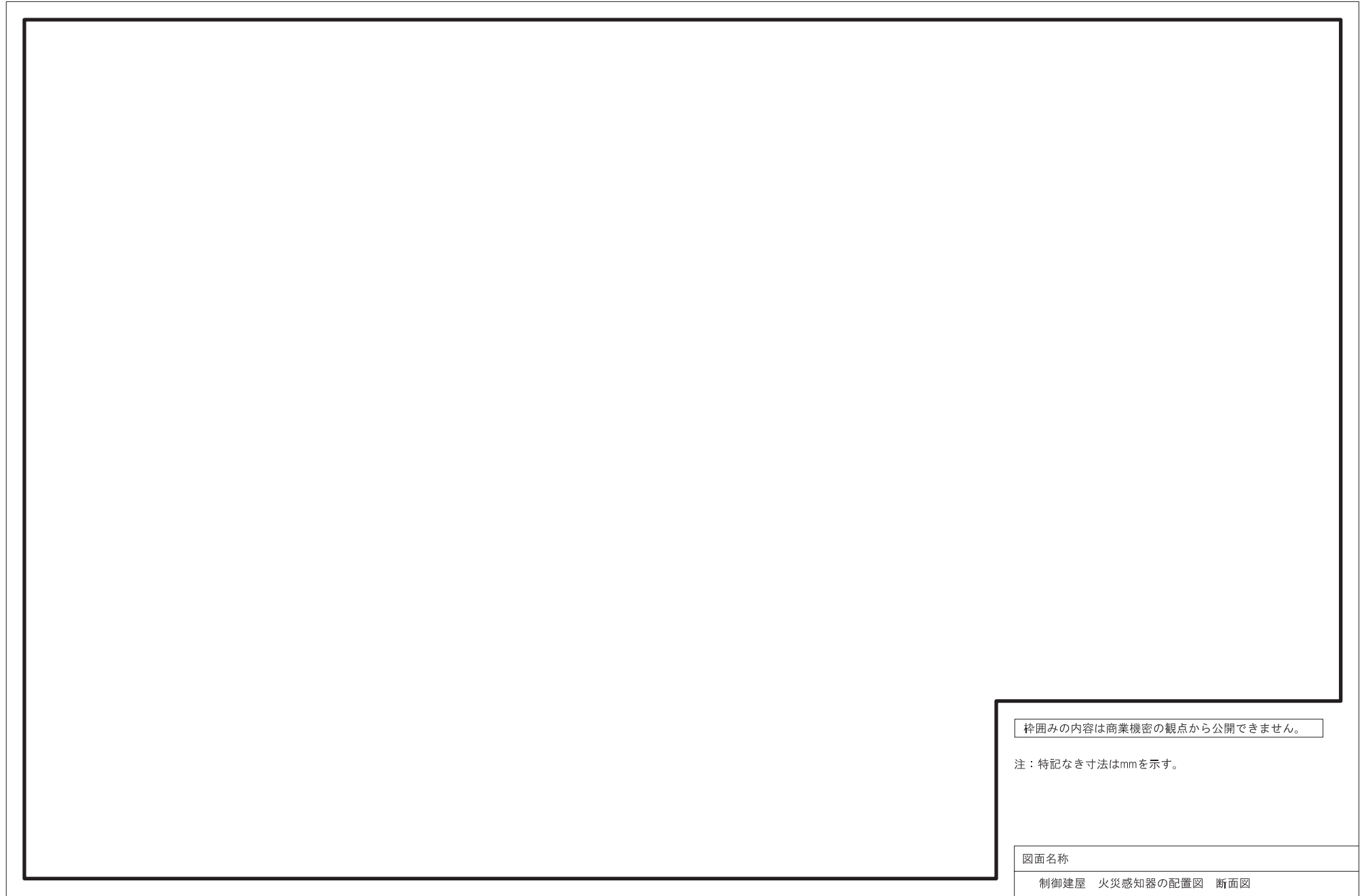
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：3階・R階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

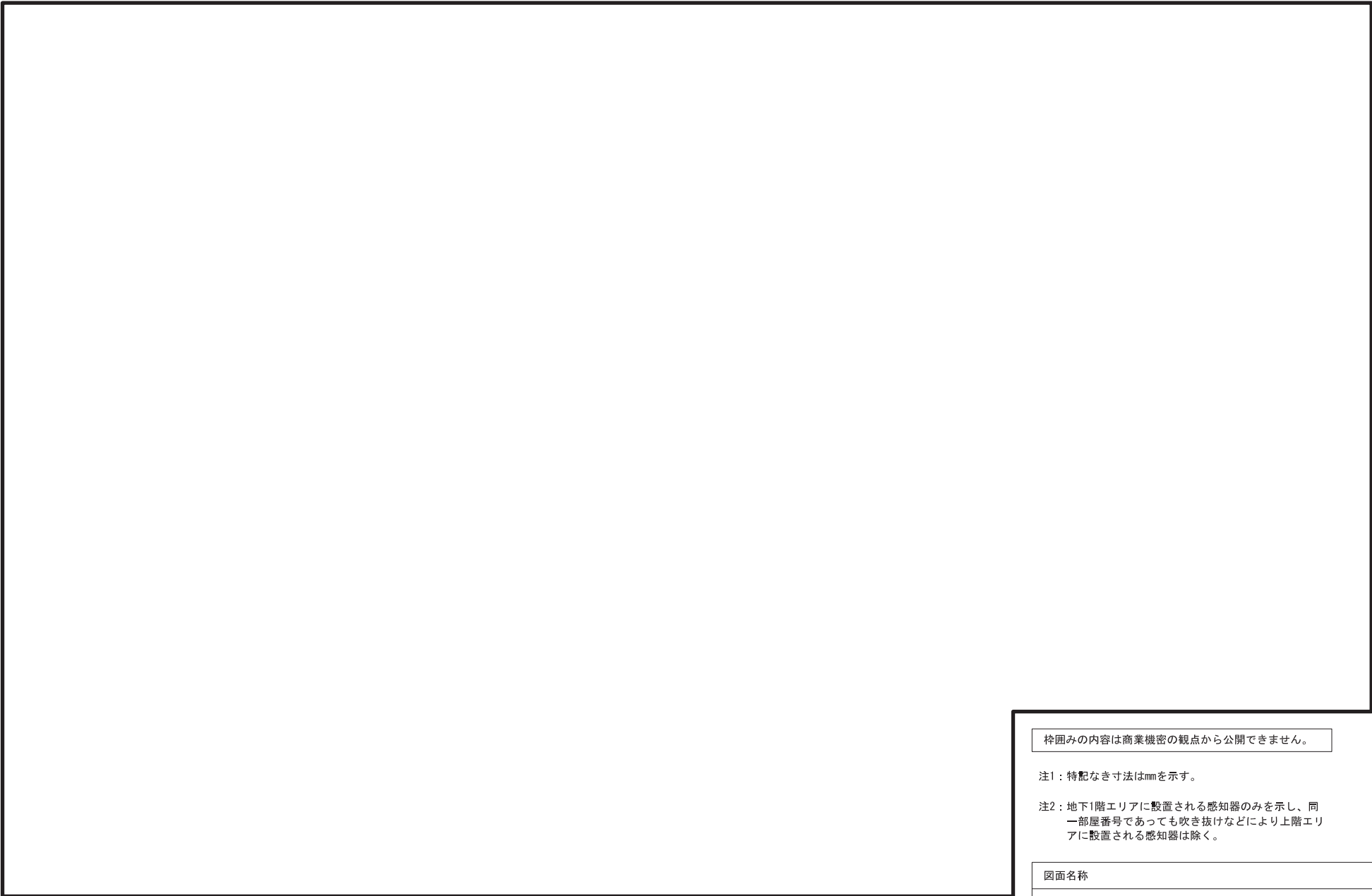
制御建屋 火災感知器の配置図 3階・R階平面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmmを示す。

図面名称
制御建屋 火災感知器の配置図 断面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
緊急用電気品建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一
部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリ
アに設置される感知器は除く。

図面名称

緊急用電気品建屋 火災感知器の配置図 1階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

緊急用電気品建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図

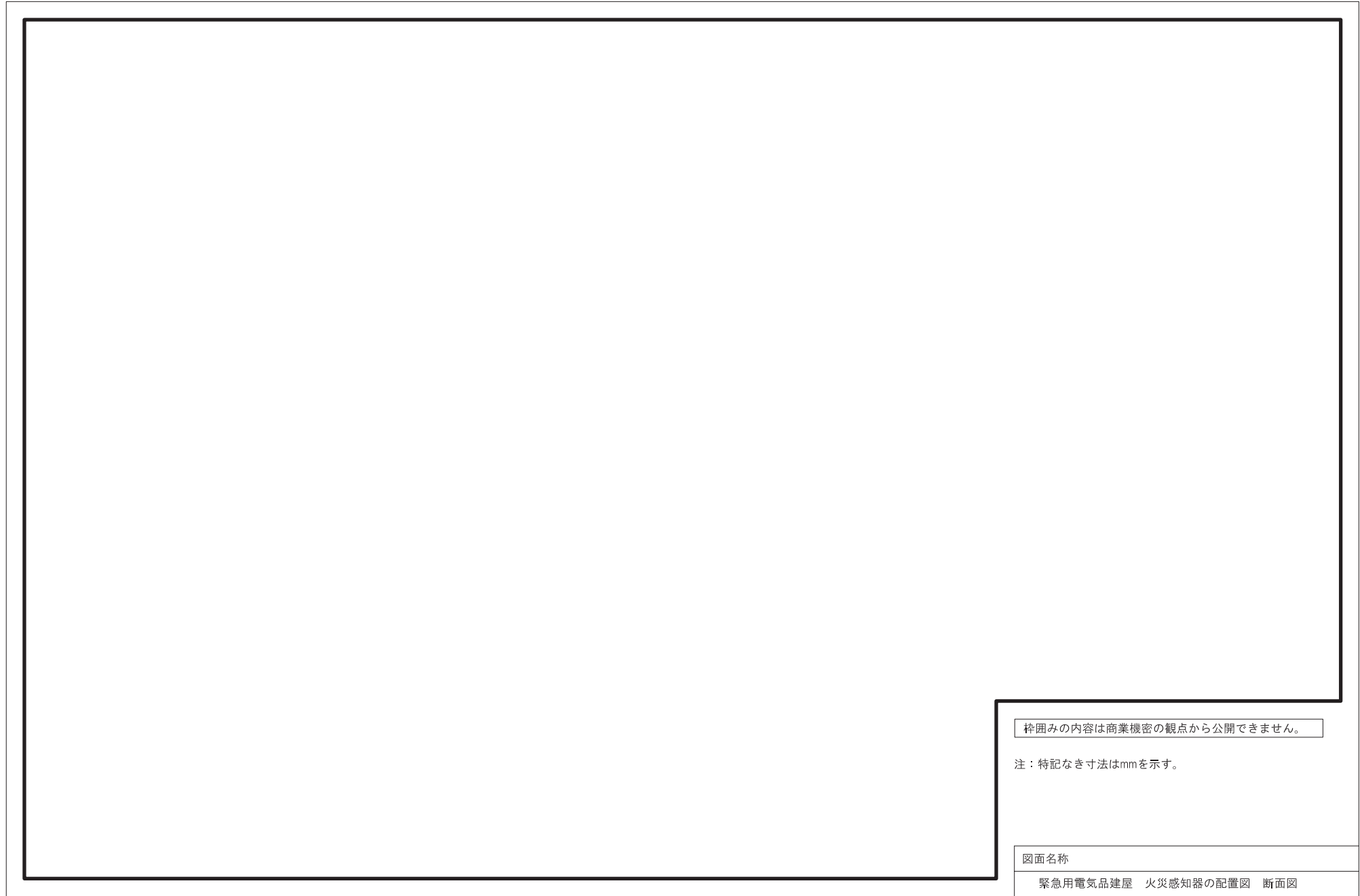
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一
部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリ
アに設置される感知器は除く。

図面名称

緊急用電気品建屋 火災感知器の配置図 1階平面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmmを示す。

図面名称
緊急用電気品建屋 火災感知器の配置図 断面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 地下2階平面図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図

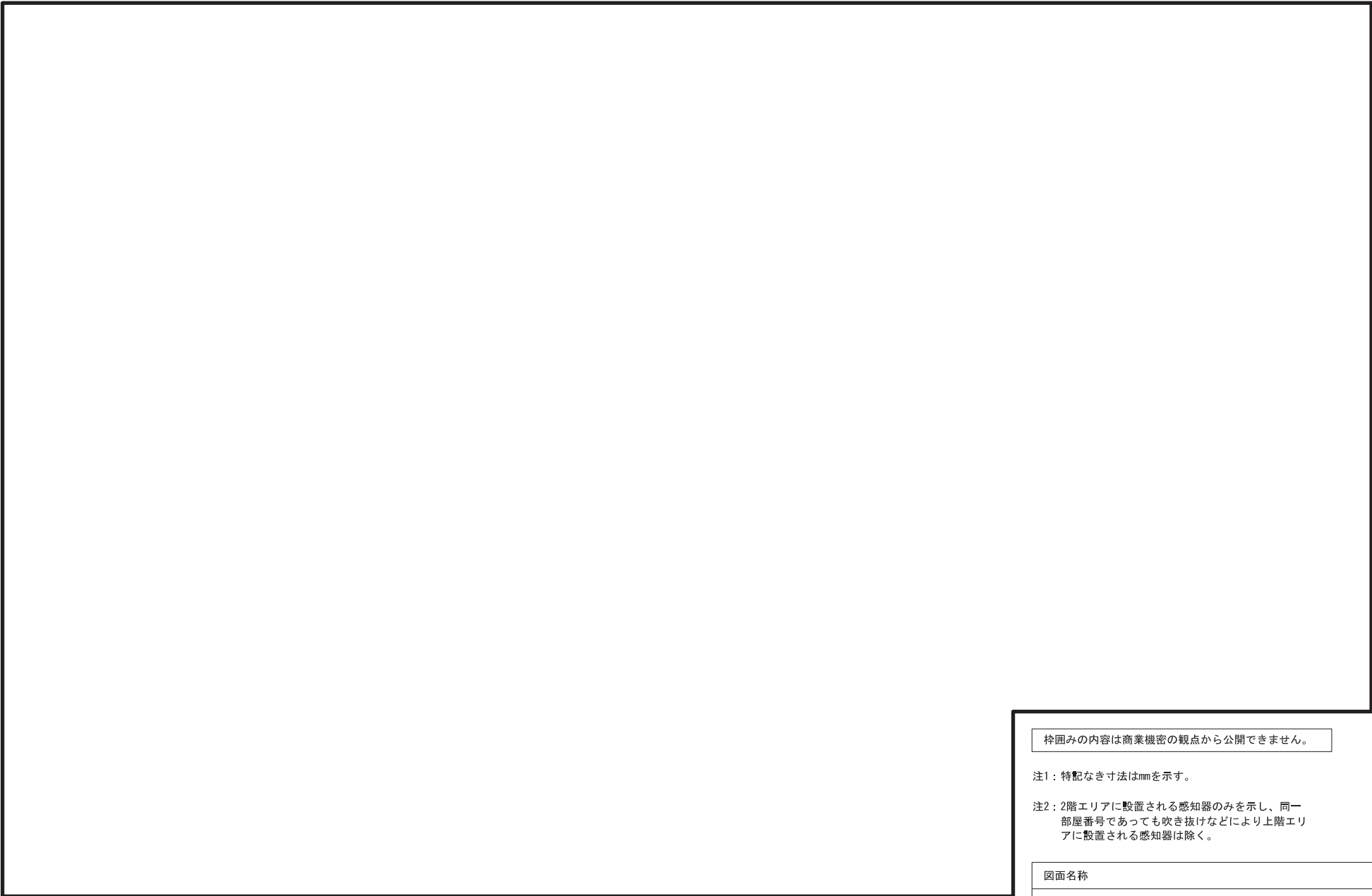
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称

緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 1階平面図

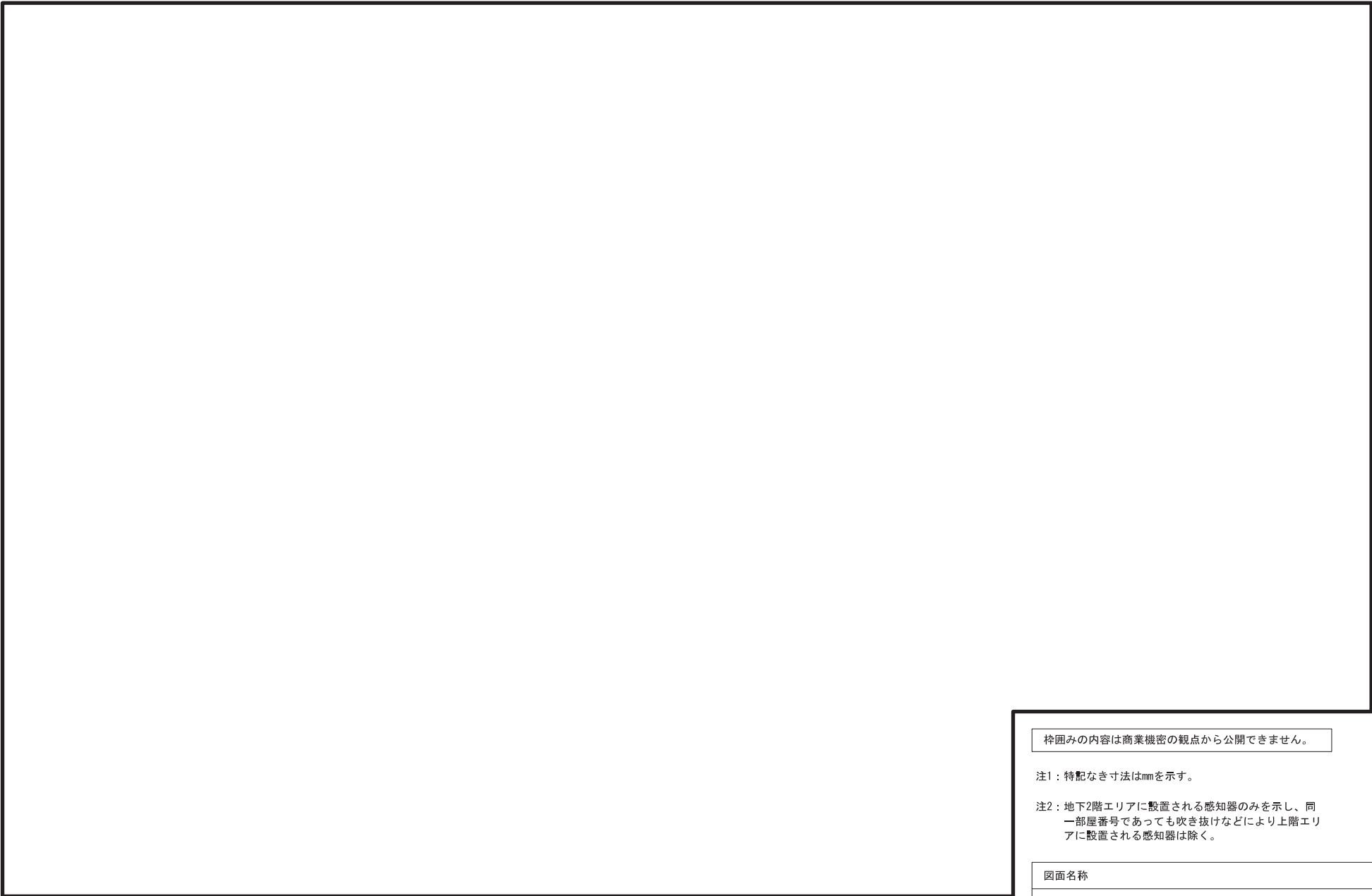


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 2階平面図

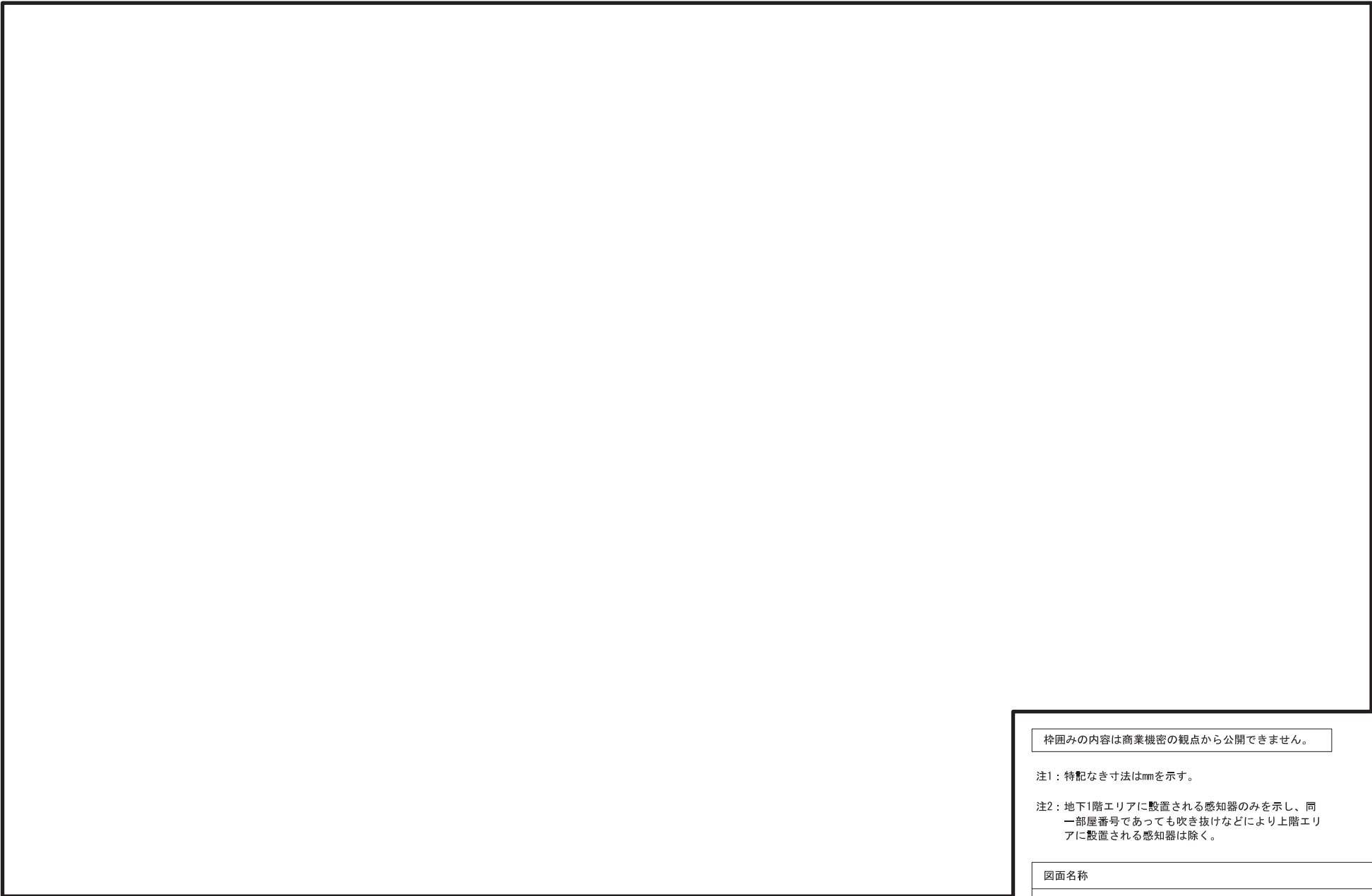


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 地下2階平面図

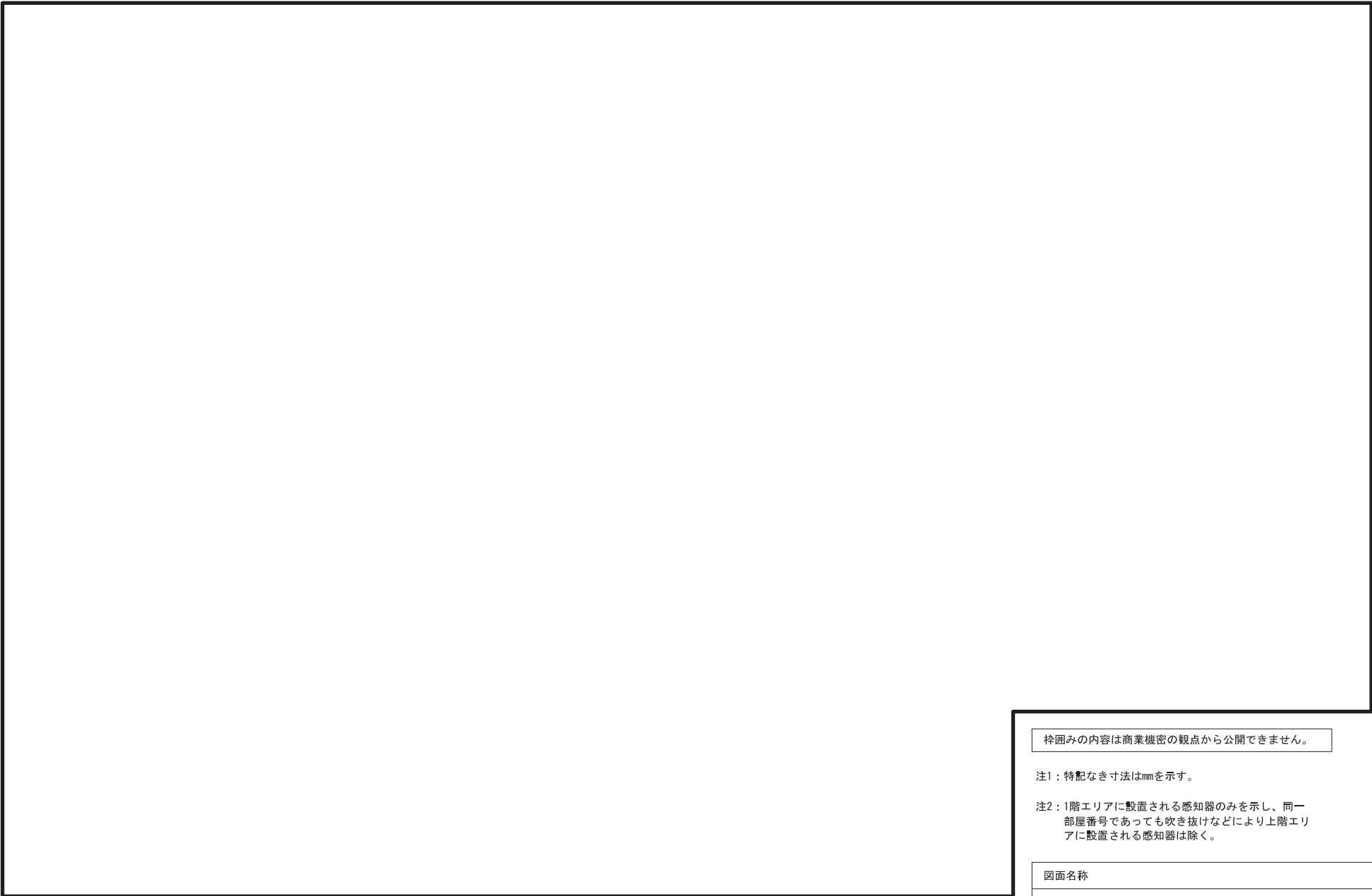


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：地下1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

図面名称
緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 地下1階平面図

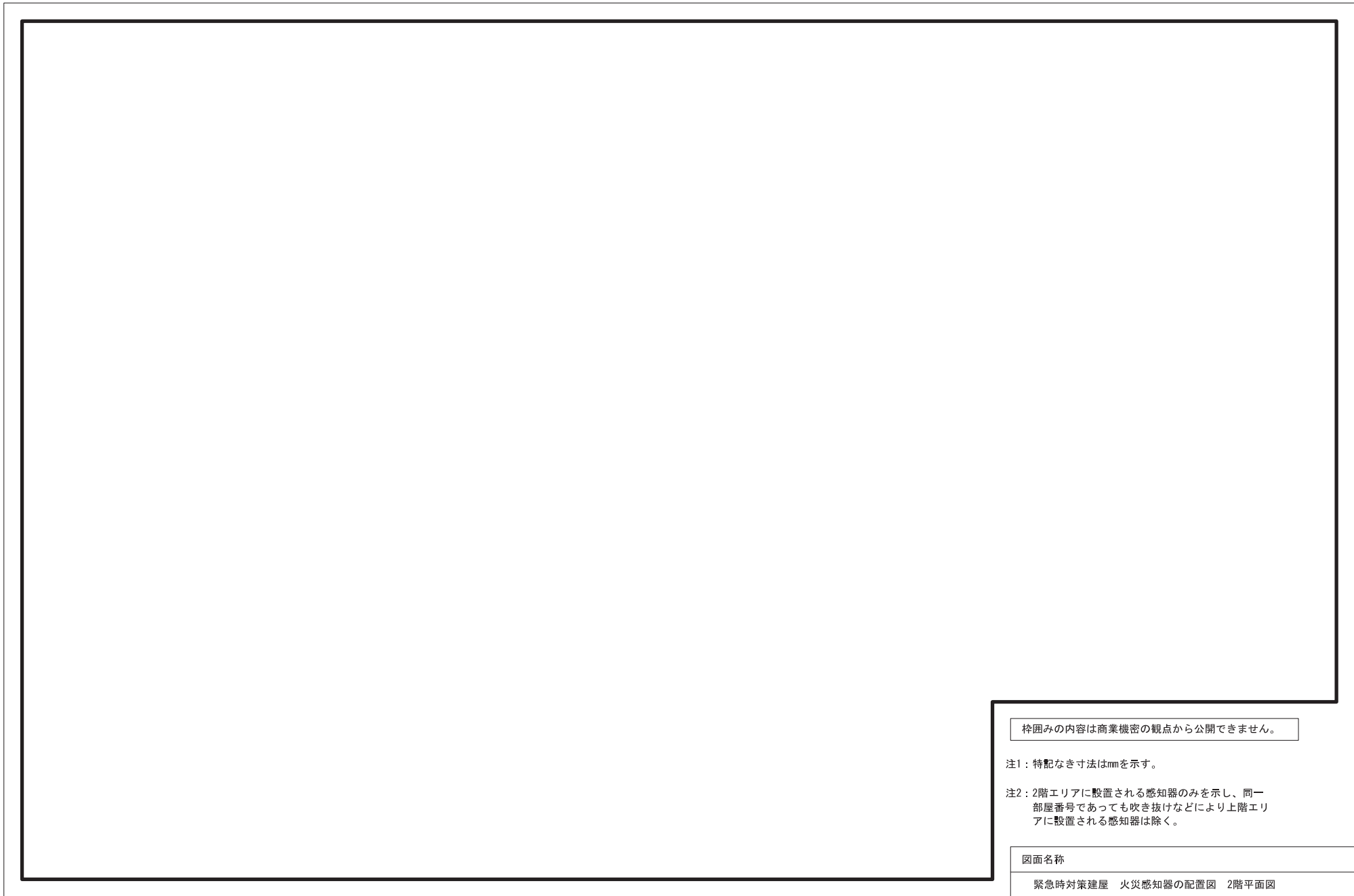


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：1階エリアに設置される感知器のみを示し、同一
部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリ
アに設置される感知器は除く。

図面名称
緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 1階平面図

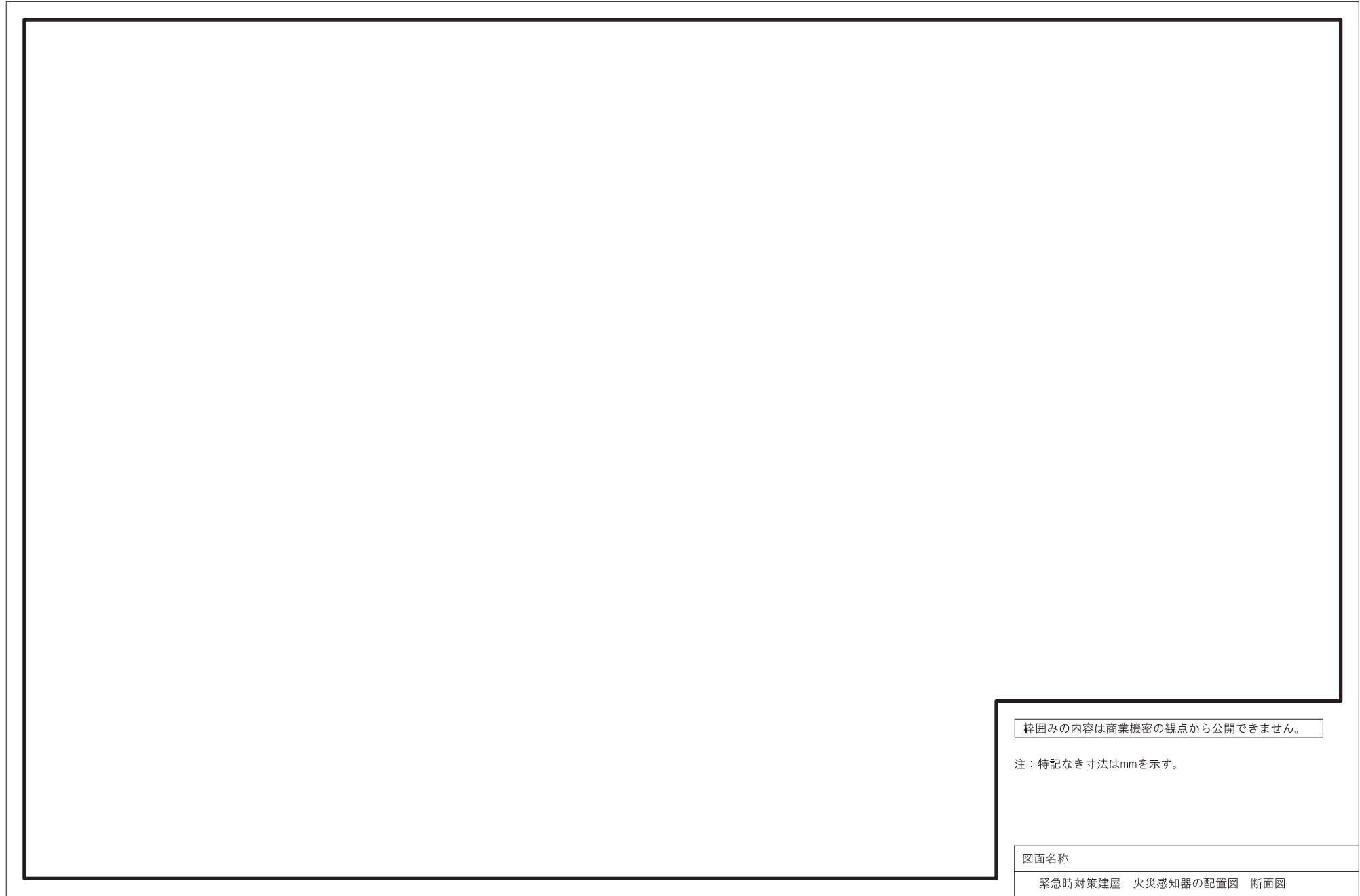


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注1：特記なき寸法はmmを示す。

注2：2階エリアに設置される感知器のみを示し、同一部屋番号であっても吹き抜けなどにより上階エリアに設置される感知器は除く。

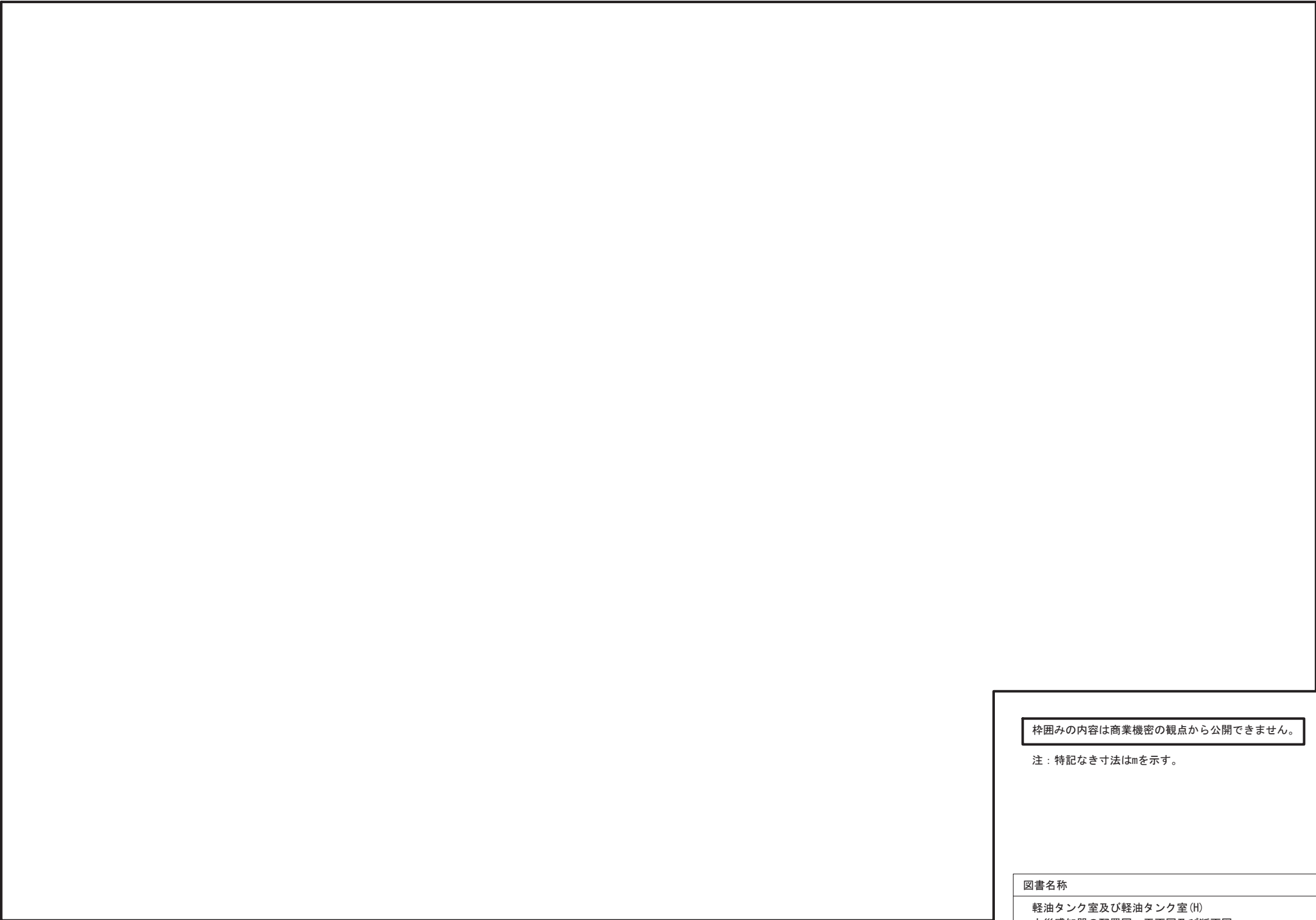
図面名称
緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 2階平面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmmを示す。

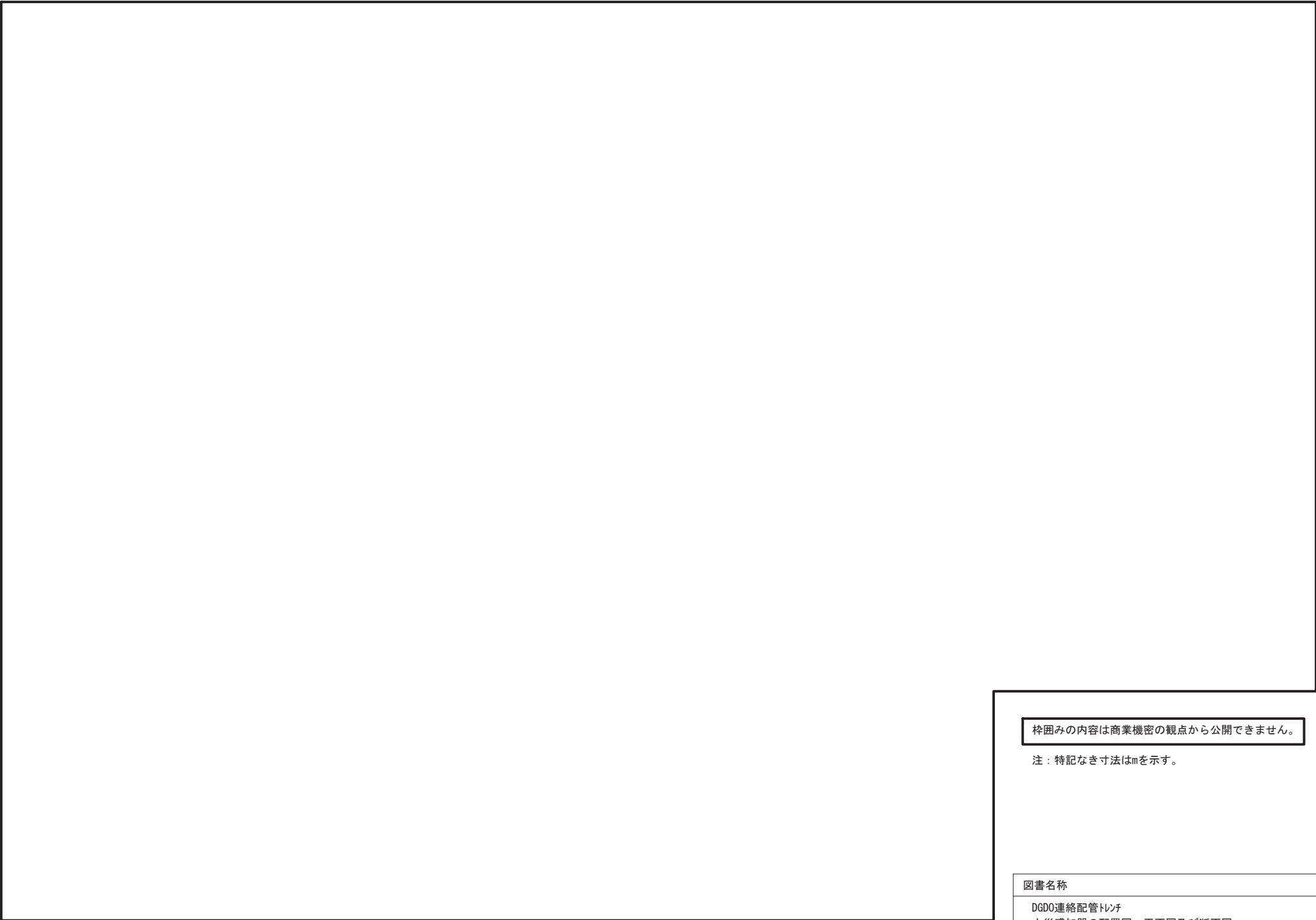
図面名称
緊急時対策建屋 火災感知器の配置図 断面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmを示す。

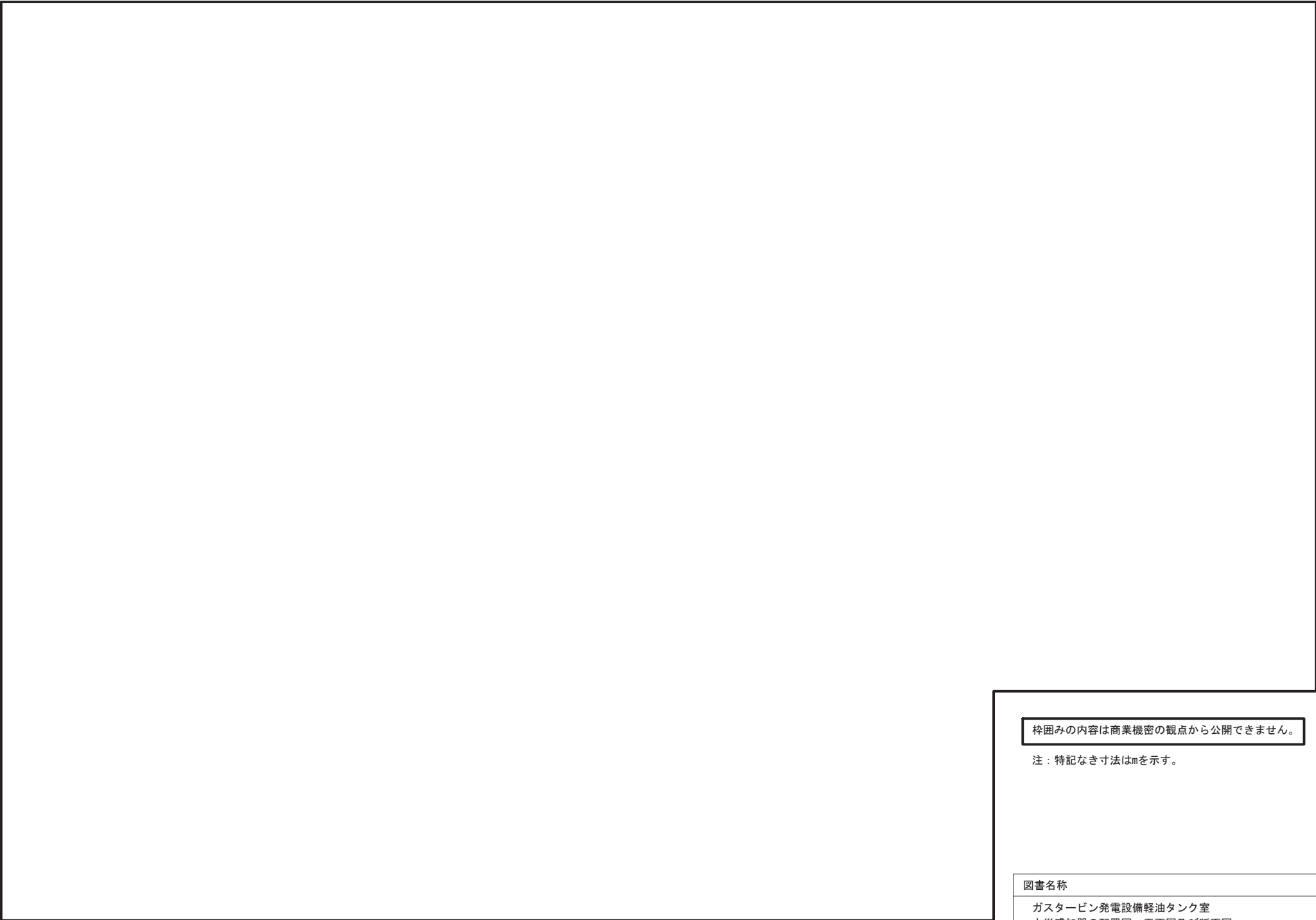
図書名称
軽油タンク室及び軽油タンク室(H) 火災感知器の配置図 平面図及び断面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmを示す。

図書名称
DGD0連絡配管トレンチ 火災感知器の配置図 平面図及び断面図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

注：特記なき寸法はmを示す。

図書名称
ガスタービン発電設備軽油タンク室 火災感知器の配置図 平面図及び断面図

別紙 2

その他エリアの火災感知器の設置状況について

1. 屋外エリア

屋外に設置する屋外仕様炎感知器及び熱感知カメラは、死角となる場所がないように設置する。屋外仕様炎感知器及び熱感知カメラの仕様を表 1 に、各火災区画の設置個数を表 2 に示す。また、各火災区画の配置図を次頁に示す。

表 1 屋外仕様炎感知器及び熱感知カメラの仕様

項目	屋外仕様炎感知器	熱感知カメラ
検出方式	赤外線	赤外線
監視範囲	60m 以内	60m 以内
視野角度	約 90°	約 90°

表 2 屋外仕様炎感知器及び熱感知カメラの設置個数

部屋番号	名称	屋外仕様炎感知器 設置個数 (個)	熱感知カメラ設置個数 (個)
Y-1-1	RSW ポンプ (A) (C) 室	3	3
Y-1-3	HPSW ポンプ室	4	4
Y-1-4	RSW ポンプ (B) (D) 室	3	3
Y-8-4	ガスタービン発電設備燃 料移送ポンプエリア	1	1

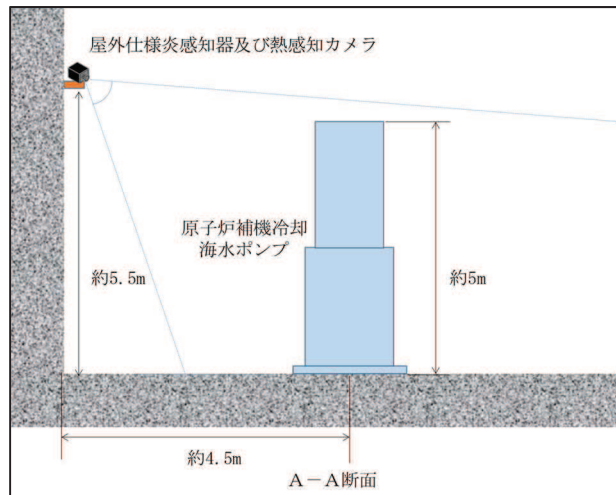
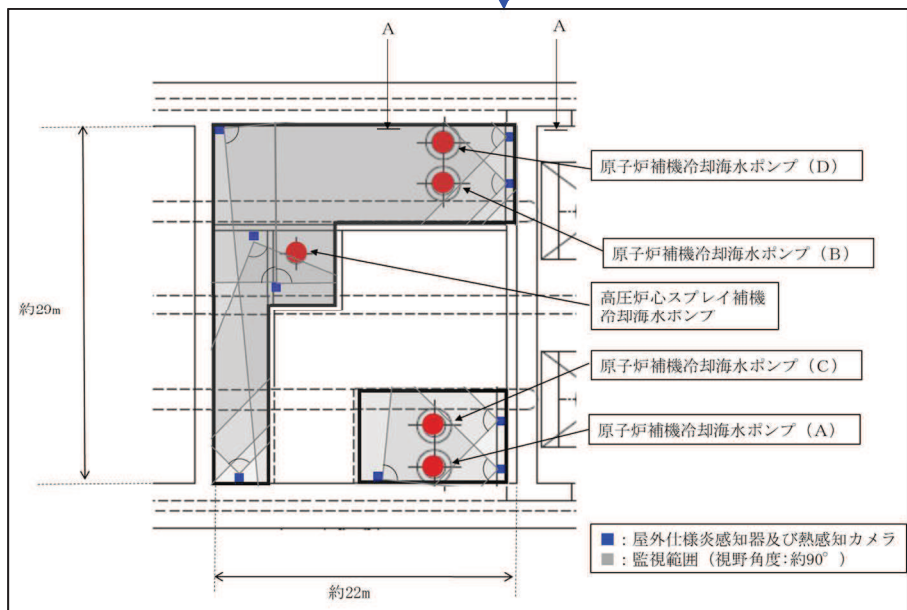
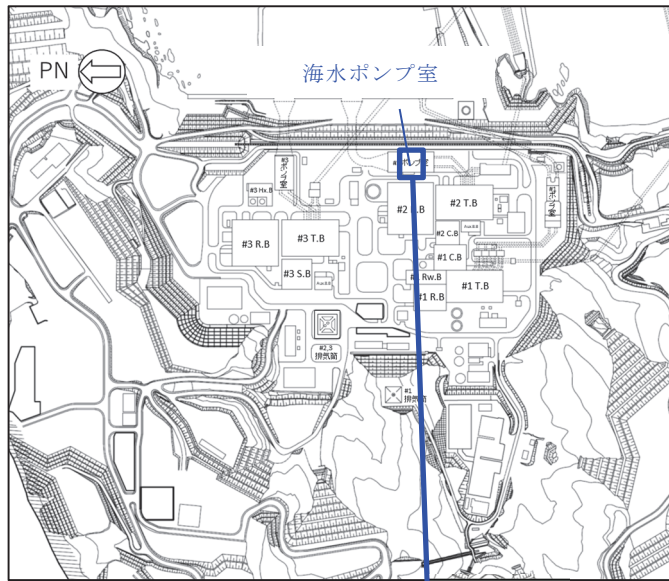


図1 海水ポンプ室の火災感知器配置

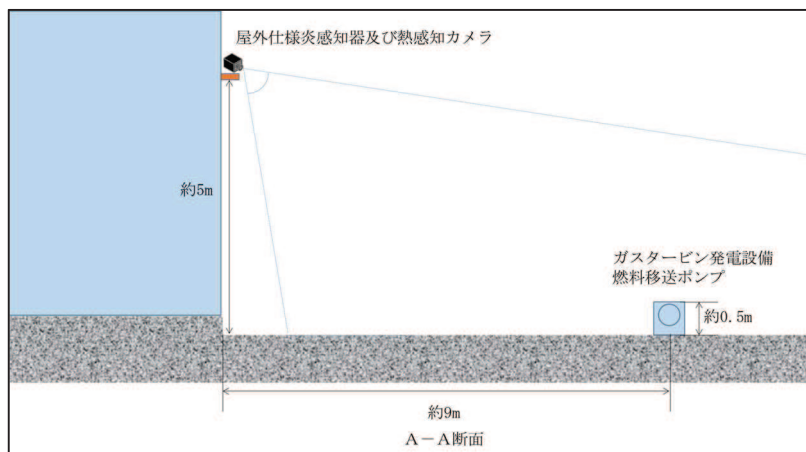
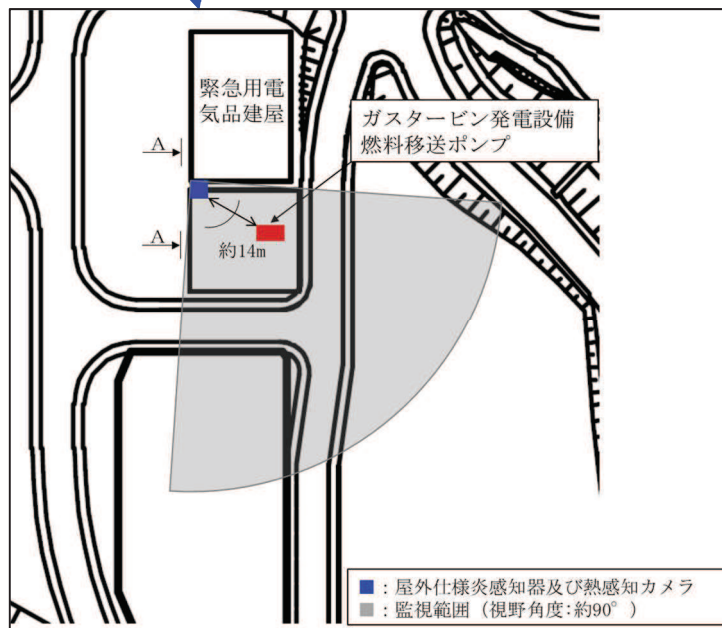
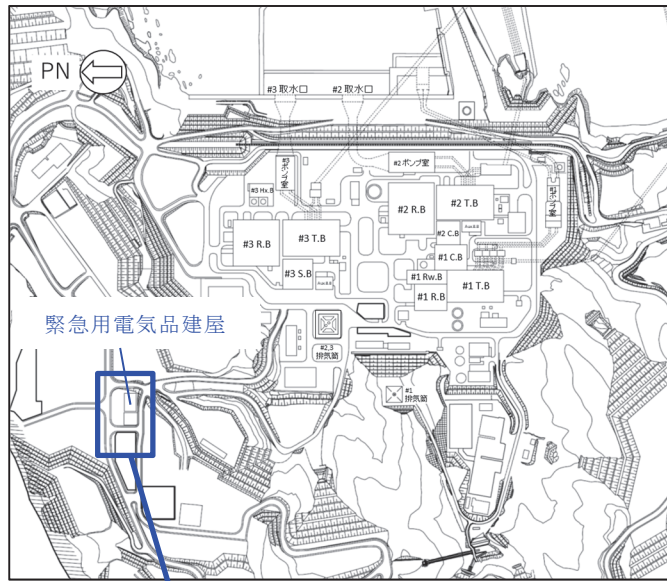


図 2 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの火災感知器配置

2. 復水貯蔵タンク／連絡トレンチ／バルブ室

復水貯蔵タンク／連絡トレンチ／バルブ室は消防法施行規則を参考に熱感知器及び煙感知器を設置する。復水貯蔵タンク／連絡トレンチ／バルブ室における感知器の設置基準を表3に、各火災区画の設置個数を表4に示す。また、熱感知器及び煙感知器の配置図を次頁に示す。

表3 復水貯蔵タンク／連絡トレンチ／バルブ室の感知器設置基準

		天井高さ	
		4m未満	4m以上
感知面積	熱	150m ² 以下	75m ² 以下
	煙	40m ² 以下	25m ² 以下

表4 熱感知器及び煙感知器の設置個数

部屋番号	名称	感知区域	天井高さ		小区画面積	感知器設置個数	
			4m未満	4m以上		熱	煙
Y-7-7	復水貯蔵タンク／ 連絡トレンチ／ バルブ室	①	-	○	104.9	6	3
		②	○	-	3.5	-*	-*
		③	-	○	8.2	1	1
		④	○	-	58.6	2	1
		⑤	-	○	10.9	1	1
		⑥	○	-	13	1	1

注記*：Y-7-7②の感知器(熱，煙)はY-7-7③と兼用とする。

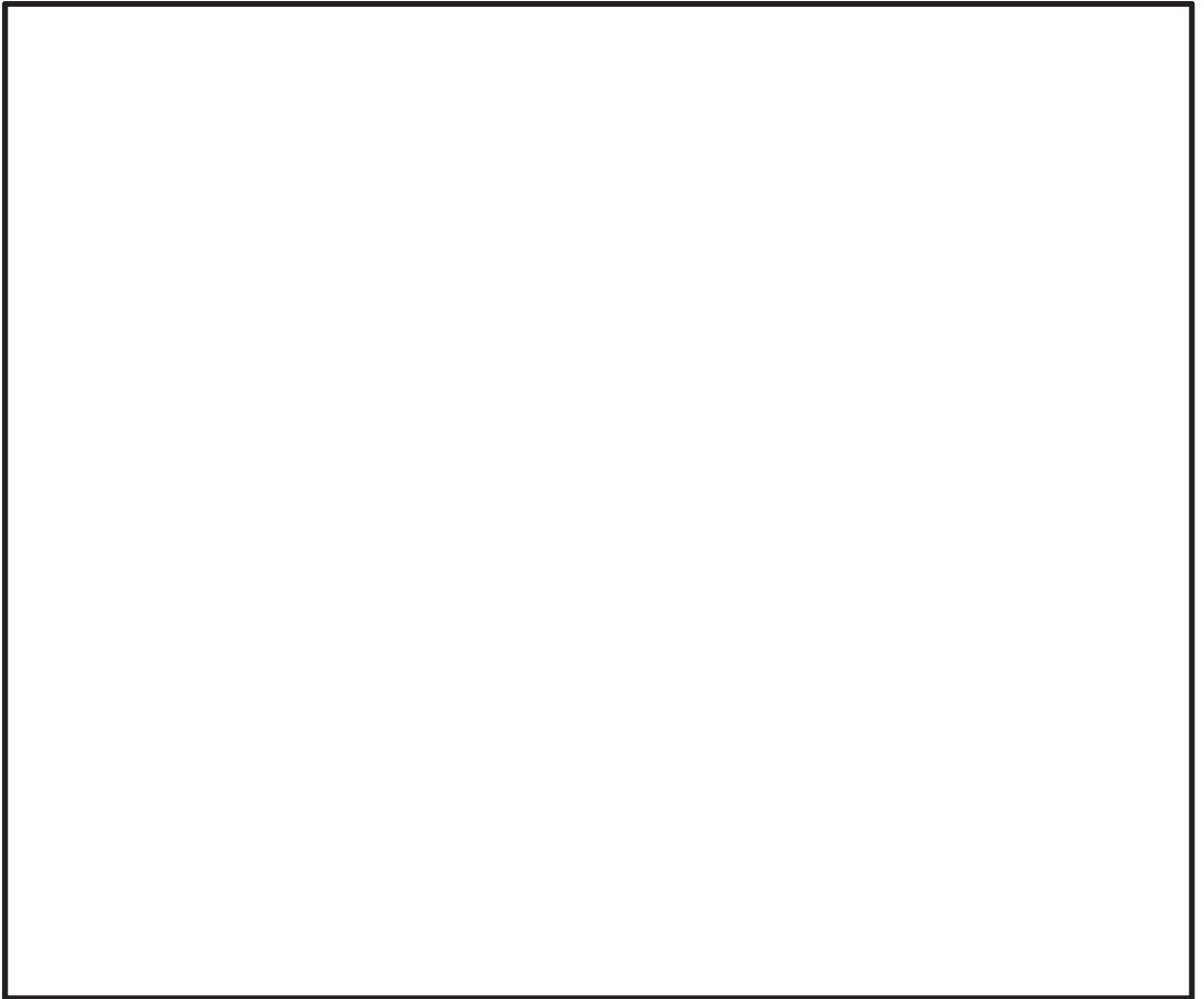


図 3 復水貯蔵タンク／連絡トレンチ／バルブ室の火災感知器配置